

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	95 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	68 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	118 件
国民年金関係	58 件
厚生年金関係	60 件

神奈川県国民年金 事案 4161

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月まで

私は、21 歳になった昭和 57 年ごろ、市役所の支所で、国民年金の加入手続を行った。その際、20 歳到達時までさかのぼって国民年金保険料を納付することが可能であるかどうかを窓口の職員に確認したことを記憶している。申立期間の国民年金保険料は、加入手続後にさかのぼって確かに納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21 歳になった昭和 57 年ごろ、市役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、当時、同支所で国民年金の加入手続を行うことは可能であった上、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 7 月に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和57年6月及び同年7月
②昭和57年8月から61年3月まで

昭和53年4月、親の勧めもあり、私は国民年金の任意加入手続を町役場（現在は、市役所）で行った。その際発行された年金手帳を1冊所持している。

国民年金保険料については、具体的な金額及び納付頻度の記憶は無いが、私が郵便局又は銀行で納付していた。昭和61年4月ごろ、私は町内会の回覧板で第3号被保険者制度ができたことを知り、年金手帳を持参して市役所へ行った。この時まで、資格喪失の手続を行った憶えも無く、保険料は欠かさず納付しており、これからは保険料を納付しなくてよいと思った記憶がある。

社会保険事務所（当時）から、申立期間①については、納付済みの記録が確認できたため還付請求を行うように言われたが、国民年金保険料が納付済みであるなら還付ではなく納付済みの記録に訂正してほしい。また、申立期間②は、保険料を納付しながら資格喪失手続を行うことは考えられないため、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が当時居住していた市の国民年金記録及び特殊台帳では、いずれも申立人が当該期間の国民年金保険料を納付している記載がある一方で、申立人が昭和57年6月19日付けで国民年金被保険者の資格を喪失している記載があり、申立人が国民年金に加入していない期間の保険料を納付したという制度上起こることはない記録が確認できる

ことから、行政の記録管理に不備があったことは明らかである。この矛盾する記録については、社会保険庁（当時）が記録をオンライン化した昭和 59 年度以降においてもそのまま引き継がれ、当該期間の保険料の収納が誤りだったとして、平成 21 年 3 月になって初めて当該期間についての保険料の還付手続が行われており、行政側で長期間見過ごされていたことがうかがえる。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料相当額を納付し、30 年以上にわたって長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

ちなみに、市の被保険者名簿では、開始時期は不明だが申立人が申立期間以前から国民年金保険料を口座振替納付にしていたことが確認でき、資格喪失日が昭和 57 年 6 月 19 日であることを考え合わせると、資格喪失日時点では、同年 6 月及び同年 7 月の保険料の口座振替停止手続が間に合わず、同市では、当該期間の保険料を同年 7 月に収納したものの、その後の還付手続を失念したものと考えられる。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は昭和 53 年 4 月に国民年金に任意加入してから第 3 号被保険者制度ができる 61 年 4 月まで、資格喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿及び特殊台帳では、昭和 57 年 6 月 19 日付けで資格を喪失した旨の記載があることから、申立人は、当時、資格喪失の手続を行っていたと考えるのが自然である。

ちなみに、申立人が当時居住していた市を管轄する社会保険事務所では、昭和 58 年度までの被保険者に係る国民年金保険料の納付状況や被保険者資格の得喪手続等の記録については、特殊台帳に手書きで記載し、59 年度以降のものについては、オンラインによる入力認められることから、申立人の記録も 58 年度以前の記録として昭和 57 年 6 月の資格喪失記録が特殊台帳に記載されたものと推認でき、61 年 4 月以降に記載されたとは考えにくい。

また、1 で述べたとおり、国民年金に加入していなかった期間の一部である申立期間①の国民年金保険料を納付している事実は、申立人が国民年金被保険者資格の喪失手続をとったものの、市側の行った口座振替停止の手続が間に合わなかったものと考えられることから、申立期間②については、口座振替の手続も停止されており、納付書も発行されたとは考えられず、保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年8月まで

私は、平成2年3月に会社を退職した後、健康保険の任意継続被保険者となっていたので、国民年金保険料を納付する必要はないと思っていた。

しかし、平成2年9月に結婚し、国民年金の第3号被保険者資格の取得手続を行う際に、市役所の担当者に申立期間の国民年金保険料が未納となっていると言われ、初めて自分の勘違いに気が付いた。

そこで、その場で申立期間の国民年金保険料の金額を教えてもらったが、手持ちのお金では足りなかったため、後日、納めに来る旨、市役所の担当者に伝えてその日は帰宅し、平成2年10月に、結婚祝い金の中から納付に必要なお金を準備して市役所へ行き、申立期間の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年9月に結婚し、国民年金の第3号被保険者資格の取得手続を行う際に、市役所の担当者に申立期間の国民年金保険料が未納となっていたと言われたと主張しているところ、社会保険事務所（当時）における申立人の第3号被保険者の資格取得の処理が、同年10月に行われていたことが、オンライン記録により確認できることから、第3号被保険者資格の取得時期についての申立人の主張とおおむね一致している上、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、i)第3号被保険者資格の取得手続の際に、申立期間の国民年金保険料額を確認したが、手持ちのお金では足りなかったこと、ii)後日、結婚祝い金の中から納付に必要なお金を準備して市役所へ行き、申立期

間の保険料を納付したことなど、保険料の納付についての記憶が鮮明である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料をまとめて納付した場合の金額と一致している。

さらに、申立人は、申立期間前の平成元年8月に初めて国民年金の被保険者資格を取得し、同年10月にはその資格を喪失しているが、同年8月及び同年9月の国民年金保険料は、現年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が申立期間当時は納付する必要がないと思っていた5か月と短期間である申立期間の保険料を、市役所の担当者からの指摘を受けて納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から46年12月まで

私の母親は、私の将来のことを考えて、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続を行った。私は、結婚が決まったときに、母親から、「今まで私が国民年金保険料を払っていたけど、結婚したら自分で払いなさい。」と言われ、国民年金手帳を渡されたことを記憶している。結婚後の保険料については、私の長女が生まれる前ぐらいまで、私が納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳のときに、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年3月に払い出されていることが確認できるが、申立人には加入手続を行った記憶が無いことから、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、加入手続直後に保険料を納付しなかったとは考え難く、当時実施されていた3か月ごとの納付サイクルを踏まえると、同年1月からの保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、結婚が決まったときに、母親から、「今まで私が国民年金保険料を払っていたけど、結婚したら自分で払いなさい。」と言われ、その際に母親から受け取った国民年金手帳は、中のページに領収書が張り付けられ厚みがあったと当時の状況を具体的かつ鮮明に記憶している上、当時、申立人が居住していた地区では、昭和45年4月から納付書制度が実

施されており、その主張には信憑性^{びよう}があると認められることから、申立人が結婚により転居した同年10月時点で納付期限を迎える同年9月までの保険料については申立人の母親が納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、前記1の期間前である昭和42年3月から43年12月までの期間については、申立人に申立期間当初、別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は高齢であるため当時の状況を確認できないことから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間のうち、前記1の期間後であり申立人の結婚後となる昭和45年10月から46年12月までの期間については、申立人自身が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付方法及び保険料の納付終期^{あいまい}についての記憶が曖昧であることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、前記1の期間を除く昭和42年3月から43年12月までの期間及び45年10月から46年12月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から54年3月まで
② 昭和60年10月から平成2年3月まで
③ 平成2年8月から8年3月まで
④ 平成9年4月から同年6月まで

いつごろかは定かではないが、私の元妻が、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、元妻が夫婦二人分一緒に納付していたはずである。申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、その元妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、その元妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できる上、納付日の確認できる期間はすべて夫婦共に同一日に納付されている。

また、申立人は、申立期間④の直前の1年間については国民年金保険料の納付が免除されていることが確認できるが、申立期間④については、保険料の納付が免除されていないことから、申立人に国民年金保険料の納付書が送付されたことが推認できる上、平成9年4月から申立人の元妻は、国民年金に高齢任意加入し、保険料を納付し始めていることから、3か月と短期間の申立期間の保険料を納付しなかったとする特段の事情が見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、その元妻が国民年金の加入手続を行い、

国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその元妻から聴き取りを行うことはできないため、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 10 月に払い出されていることが確認でき、それより前の期間である当該期間については、保険料をさかのぼって納付したとする主張も無いことから、納付していなかったとするのが自然である。

また、申立期間②及び③について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻も当該期間の大半は未納となっている。

さらに、申立期間①、②及び③はそれぞれ 133 か月、54 か月及び 68 か月であり、かつ、申立人は、申立期間に 3 つの異なる地域に居住していたとしており、複数の行政機関がこれら長期間にわたる記録管理を誤り続けることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 9 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から7年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から7年11月まで

私は、昭和63年ごろに、国民年金の加入手続を行ったが、加入手続後の国民年金保険料については、経済的な理由等によりしばらくの間納付できなかった。その後、平成7年10月に転居した際に、社会保険事務所（当時）から、未納となっていた保険料を納付するように指導されたので、30万円ぐらいをさかのぼって数回に分けて郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年10月ごろから、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって数回に分けて納付していたと主張しているところ、その時点では申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は、申立期間当時、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和62年10月から平成5年8月までの国民年金保険料については、経済的な理由等により納付していなかったが、申立期間の保険料については、7年10月に転居した際、社会保険事務所に指導され、後日さかのぼって納付していたと主張しているところ、社会保険事務所は、元年7月に申立人が不在者であることを決定しているが、7年10月に申立人の居所が判明していることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、同年同月に住所変更の届出を行い、そのため、社会保険事務所から申立

人への連絡が可能となり、申立人へ過年度納付書が送付されたと推認できることから、その主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4167

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 56 年に子供を出産する前に、元夫と「国民年金にきちんと加入して将来のために備えよう。」と話し合い、市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。その際に、その年度の分は窓口で夫婦二人分で 10 万円ぐらいを納付した。ほかに、さかのぼって払える未納期間もあると教えてもらったので月数と金額を計算してもらい、夫婦二人分で 10 万円ぐらいの保険料を金融機関でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金加入手続後に、加入手続を行った年度の分は市役所の窓口で納付をし、ほかの未納期間については金融機関でさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 3 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が加入手続後にまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際にまとめて納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の元夫は、「子供が生まれる前に、妻（申立人）から、国民年金に加入し、まとめて国民年金保険料を納付してきたと聞いた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料は 2 か月を除きすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行っ

ていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ15か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4168

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月及び同年5月

私は、昭和57年10月に、市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入当初は銀行で納付書により、途中からは口座振替により国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料についても、納付書又は口座振替にて空きがないように納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付しており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、収入は安定しており、生活状況に変化は見られないことから、2か月と短期間である途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月、62 年 12 月及び 63 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月
② 昭和 62 年 12 月
③ 昭和 63 年 6 月

私は、国民年金の加入手続を行った時期は憶^{おぼ}えていないが、国民年金保険料については、私の母親から納付するように何度も言われ続けたことから間違いなく納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③の前後の納付済期間は、平成 21 年 9 月に未納期間から納付済期間へ記録訂正されていることが確認できることから、当時、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間①、②及び③はいずれも 1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人に何度も国民年金保険料の納付を勧めていたとするその母親は、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、国民年金の納付意識は高かったものと認められることから申立人の保険料納

付について、その母親から何度も言われ続けたとの主張には信憑性^{しんぴようせい}がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に会社を退職し、自営業を始めたが、国民年金に加入していなかったため、52 年 10 月に区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、区役所又は金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所又は金融機関で、納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が、申立期間当時居住していた市では、納付書により保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 56 年 4 月以降の保険料額より安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立人が国民年金に加入した際、国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月及び7年1月から8年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月
② 平成7年1月から8年6月まで

私が昭和56年2月に国民年金に任意加入して以降、ずっと妻が、私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年2月に国民年金に任意加入して以降、ずっとその妻が、申立人の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、同年同月から申立期間直前の平成6年7月までの保険料は納付済みとされており、1か月と短期間である申立期間①の保険料だけが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、平成7年1月に会社を退職した際に、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと述べているところ、申立人が所持する年金手帳を見ると、切替手続は適時適切に行われていたものと推認できることから、その妻が、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能であったものと推認される。

さらに、申立人の妻が納付したとする金額は、申立期間①及び②当時の国民年金保険料月額とおおむね一致しており、その妻が納付したとする銀行及び郵便局は、申立期間①及び②当時存在し、保険料の収納を行っていたことが確認できる上、その妻は、申立期間①及び②当時は、生活が楽ではなく、夫婦二人分の保険料を納付する余裕が無かったので、申立人の保険料のみ納付した旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4172

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、結婚後の昭和42年*月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私が、義父及び私達夫婦の3人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和42年*月に国民年金に加入し、その後、申立期間を除き、60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が所持する昭和46年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、昭和46年1月から同年12月までの3人分の保険料額の合計金額と一致していることから、当該確定申告書の社会保険料控除欄の記載は申立人、その夫及び申立人の義父の保険料であったと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、最初に勤務した会社を辞めた後、母親から国民年金に加入するよう勧められたため、市役所の支所で加入手続を行い、再就職までの期間すべての国民年金保険料を納付していた。

申立期間前後の昭和 58 年 3 月及び 59 年 4 月の各 1 か月の国民年金保険料が納付済みになっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 58 年 2 月に会社を退職した後、市役所の支所で国民年金に加入して国民年金保険料の納付を始めたとする申立人の主張については、当該市役所支所は、申立期間当時に存在し、国民年金の加入手続及び保険料の納付が可能であったことが確認できること、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金加入手続時期は、59 年 2 月ごろと推認され、加入手続時点では申立期間の保険料を納付することが可能であったことから、不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間前後の昭和 58 年 3 月及び 59 年 4 月の国民年金保険料をいずれも過年度納付しており、途中の申立期間の保険料の納付が困難な状況であったと考えられる事情も見られない。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はない上、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を申立人が納付していたことについて、申立人の母親が証言していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料

を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4174

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで

私は、昭和 41 年 6 月に勤務先を退職し、同年 12 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、45、46 年ごろ、未納となっている国民年金保険料を過去にさかのぼって納付できることを知り、将来の国民年金受給額を増やすため、未納期間と保険料額を確認して区役所に行き、納付書により申立期間の保険料 2 万円程度をさかのぼってまとめて区役所で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45、46 年ごろ、未納となっている国民年金保険料を過去にさかのぼって納付することができることを知り、区役所で 2 万円程度の保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする時期は、第 1 回の特例納付が実施されていた時期であり、申立人は記録上 36 年 4 月から強制加入となっていることから、申立期間の保険料を納付することは可能であった上、申立人が納付したとしている保険料額は、申立期間の保険料を特例納付により納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、当時、申立人の夫の標準報酬月額は最高等級であったことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付するだけの十分な資力があったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付する際、区役所の 2 階に行き、手書きで保険料額が記載された納付書を受領し、

その納付書により保険料を納付したと述べるなど、当時の保険料の納付状況を具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立人の特殊台帳によると、昭和40年度は9か月分の国民年金保険料が納付済みとされていながら、納付済みを示す日付印は、8か月分のみとなっていることから、当時における行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その上、申立期間について、申立人は記録上強制加入者となっているものの、当時は共済組合加入期間であり、退職一時金が支給されているため、国民年金の被保険者となり得ないことから、納付した国民年金保険料は還付の対象となるが、申立人が保険料を納付してから既に約40年が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金に対する受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、国民年金被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月
② 昭和43年7月から48年12月まで

私は、昭和51年に区役所で国民年金の加入手続を行った。54年ごろに市の職員から、特例納付により今まで未納となっていた国民年金保険料をさかのぼってすべて納付できると聞いたことから、同年4月に今まで未納となっていた夫の保険料を郵便局でさかのぼってまとめて納付し、1年後の55年6月に、今まで未納となっていた私の保険料を納付するために区役所の窓口で、私の共済年金及び厚生年金保険の被保険者期間を伝えた上で、未納分の納付書を交付してもらい、郵便局でさかのぼってまとめて納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和54年4月に第3回特例納付により、夫の国民年金保険料を納付し、1年後の55年6月に、今まで未納となっていた申立人自身の保険料を郵便局で納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人が所持する年金手帳では、37年3月から強制加入期間となっていたことが確認できることから、特例納付により申立期間②の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間②について実際に特例納付をした場合の金額とおおむね一致している上、申立人が申立期間②の保険料を納付したとしている郵便局は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理

な点は認められない。

さらに、申立人のオンライン記録では、当初、昭和 37 年 6 月から 38 年 5 月までの国民年金保険料が未納とされていたが、平成 21 年 7 月に第 3 回特例納付による納付済期間に記録訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、その夫の国民年金保険料についても、第 3 回特例納付により納付したと主張しているところ、その夫の被保険者台帳では、昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を第 3 回特例納付により納付したことが確認できることから、申立内容と一致する。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、第 3 回特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、当初、国民年金の資格取得日は昭和 37 年 3 月 1 日と記載されていたが、後に、同年 2 月 16 日に訂正されていることが確認できる上、申立人のオンライン記録では、平成 8 年 11 月 15 日に厚生年金保険の資格喪失日が昭和 37 年 3 月 1 日から同年 2 月 16 日に変更されていることが確認できることから、当時、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年ごろ、両親の勧めで国民年金に加入した。国民年金保険料については、自分の口座から振替で納付していたことしか思い出せない。申立期間の保険料についても、納付しているはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生時代の昭和 59 年 2 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間以外には国民年金保険料の未納は無く、海外留学中の 62 年 7 月から平成 3 年 9 月までの期間も、国民年金に任意加入していることを踏まえると、強制加入期間である申立期間の保険料のみが未納とされているは不自然である。

また、前述のとおり、申立人は、海外留学中においても、在外邦人として国民年金に任意加入し、国民年金保険料をすべて納付しているが、在外邦人が国民年金へ任意加入する場合、国内居住者と同じように国民年金に係る諸届の提出や保険料の納付等の諸手続を行うことが困難であるため、一般に、国内に居住する親族などが協力者として本人に代わって諸手続を行う取扱いとされており、申立人についても、海外留学期間中の保険料に加えて、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの保険料が過年度納付されている以上、申立人に代わって、協力者が、申立期間について送付された納付書により保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立人は、学生の期間及び海外留学していた期間に国民年金に任意加入するなど、国民年金

保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 49 年 3 月まで

昭和 47 年*月に長男が生まれてしばらくしたころ、A職だった私の義父が私の家に来たときに、私が国民年金に加入していないことを知り、「国民の義務であり、父親になったんだから。」と加入を勧められたことから、私の妻が区役所の出張所で夫婦二人分の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、義父から「今なら 20 歳にさかのぼって保険料を納付できる。」と教えられた上、そのためのお金も用意してくれたことから、国民年金の加入直後に私の妻が、郵便局でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入直後に、その妻が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は昭和 49 年 6 月 17 日に発行されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は第 2 回特例納付の実施期間中である上、申立期間は国民年金の強制加入期間であったことから、保険料を特例納付することは可能であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、その義父から国民年金に加入すること、及び 20 歳にさかのぼって国民年金保険料を納付することを勧められた経緯について、具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立人の主張には信憑性^{びよう}がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻は、「父親がお金を用意してくれたので、私が郵便局で納付した。自分で紙片に何かを書いて、それにハンコをもらった。」と証言している上、当時申立人が居住して

いた地域の区報には、「年度の過ぎた保険料は、郵便局・銀行・信用金庫などで備付けの納付書に、住所・氏名・記号番号を記入して納付する。」と記載されていることから、証言と合致している。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年3月までの期間、平成5年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から46年3月まで
② 平成5年11月及び同年12月

私は、昭和46年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った際、職員から2年分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付することができることと聞き、当時の保険料額は300円若しくは400円と安価であったため、後日、金融機関で申立期間①の保険料をさかのぼってまとめて納付した。

申立期間②については、平成5年3月に転居したときに市役所で国民年金の住所変更手続きを行い、転居前に発行された納付書により国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和46年ごろに国民年金の加入手続を行い、さかのぼってまとめて国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から同年9月ごろと推認できることから、その時点では申立期間①の保険料をさかのぼって納付することが可能であった上、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、国庫金収納業務を行っていたことが確認できることから、保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立期間②について、申立人は、転居前に発行された納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間②当時、前居住地で発行された納付書により保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立人は、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を複数回適切に行っている上、申立期間①は 21 か月と比較的短期間であり、申立期間②は 2 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が大学卒業後に就職した A 事務所は、福利厚生費として、国民年金保険料を事務所が負担し、納付してくれていた。私自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与したわけではないので、詳細については分からないが、私より後から入った元同僚の保険料は、入社時から納付済みとされているのに、私の保険料は、入社直後の 1 年分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 61 年 7 月ごろと推認され、申立人と同じ事務所で働いていたその元同僚の手帳記号番号の前後の番号の被保険者の納付状況等からみて、その元同僚が国民年金の加入手続を行ったのも、同年同月ごろと推測されることから、共に同時期に国民年金の加入手続が行われており、その時点でその元同僚の国民年金保険料を入社時までさかのぼって納付していることが確認できることに加え、申立人及びその元同僚は、昭和 62 年度からの保険料を 1 年分前納するなど、二人の納付状況は酷似していることから、申立人及びその元同僚の保険料を納付していたとするその雇用主が、申立人の保険料も入社時までさかのぼって納付していたと考えても特段不合理ではない。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年12月まで

私は、会社を退職した昭和60年8月ごろ、将来のことを考えて市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、何回か会社を退職した後も厚生年金保険から国民年金への切替手続を必ず行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については、納付書により金融機関で納付していたはずであり、申立期間直前の平成2年3月の保険料のみ納付して、申立期間の保険料を納付しなかった理由が無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、納付書により国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立期間直前の同年同月の保険料は納付済みとなっており、切替手続を行っておきながら1か月のみ保険料を納付し、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、金融機関において納付書による保険料の収納業務が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 18 年 3 月までの国民年金被保険者期間については、昭和 62 年 6 月に国民年金第 3 号被保険者資格取得届を提出していたものと認められることから、第 3 号被保険者に係る納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 18 年 3 月まで

私の妻は、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者となったが、私が 62 年 5 月に会社を退職し、同年 6 月に転職をしたことから、改めて妻の第 3 号被保険者資格取得の届出を転職後の会社に依頼した。しかし、平成 20 年*月に妻が死亡したので、翌年 2 月に 18 歳未満の次男に係る遺族年金の申請を行ったところ、妻の国民年金の第 3 号被保険者である旨の届出が行われていなかったとされている。妻は、昭和 62 年 6 月から私の健康保険の被扶養者になっている上、妻の年金手帳には同年 8 月に社宅に転居したときの住所変更の記載も確認できることから、申立期間が第 3 号被保険者期間ではなく未届により未加入期間とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和 62 年 6 月に転職した際に、申立人の国民年金第 3 号被保険者資格取得の届出を転職後の会社に依頼したと主張しているところ、申立人の夫の同僚についてもその妻の第 3 号被保険者の当該手続を同社に依頼したと証言しており、オンライン記録によると、当時、その同僚の妻の第 3 号被保険者資格取得が行われていたことが確認できる上、申立人の所持している年金手帳には、未加入期間とされている同年 8 月に、その夫の勤務先の社宅に引っ越した際の住所変更手続が行われた記載が確認できることから、同社が申立人の第 3 号被保険者資格取得の届出を行った可能性がある。

また、申立人の夫が在籍していた転職後の会社に係る健康保険組合によると、申立人は、昭和 62 年 6 月からその夫の被扶養者だったことが確認できることから、申立人の申立期間の国民年金被保険者資格は、第 3 号被保険者に該当していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 62 年 6 月に国民年金第 3 号被保険者資格取得届を提出していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年12月まで

私は、昭和48年*月に長女を出産後しばらくしてから、市役所で国民年金の加入手続を行った。私が国民年金に加入してからは、既に国民年金に加入していた夫の分と合わせて、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和48年*月に長女を出産後しばらくしてから、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年6月ごろであると推認できる。

また、申立人は、国民年金に加入してからは、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間直前の昭和48年6月及び同年7月の保険料は、その夫と同日に集金人により収納されていることが、申立人及びその夫が所持する領収書により確認できる上、申立期間のうち、同年8月から49年3月までのその夫の保険料は、集金人により収納されていることが、その夫が所持する領収書により確認できることから、申立人が当該期間の夫婦二人分の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年4月から51年12月までの期間につい

ては、申立人及びその夫の国民年金の事務上の住所地並びにその夫の納付状況をみると、申立人の夫は、49年6月に、現在居住している市に異動し、昭和49年度の国民年金保険料を同市において集金人により収納されていることがその夫の所持する国民年金手帳、領収書及び特殊台帳で確認できることに対し、申立人は、申立期間後の昭和52年11月に、現在居住している市に異動していることが申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳で確認できることから、申立人が、当該期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間のうち昭和49年4月から51年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 50 年に転居した後、夫と「国民年金に加入して将来のために備えよう。」と話し合い、区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を、集金人又は金融機関でさかのぼってまとめて納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続を行った後に、集金人又は金融機関でさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人が加入手続を行った時期は昭和 50 年 12 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であった上、申立期間の保険料額は、納付済みになっている申立期間直後の昭和 50 年度の保険料額より大半が安価であることから、その時点で納付可能である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人が所持している年金手帳では、申立人の生年月日が誤って記載されていることから、当時の行政側の事務処理又は記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間後に未納は無く、付加保険料を納付している期間もあることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月及び同年11月

私は、結婚後の新居へ住所を異動した際に、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、納付したはずである。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月に国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人が所持している年金手帳により確認できるが、オンライン記録では、同年12月に被保険者資格を取得し申立期間が国民年金の未加入期間とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は、結婚後の新居へ住所を異動した際に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、i)平成6年12月に結婚後の新居に住所を異動していることが申立人の戸籍の附票により確認できること、ii)申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の新居が所在する市において払い出されていること、iii)申立人の第3号被保険者資格の取得は、7年1月にオンライン記録の入力処理が行われていることが確認できることから、申立人は、6年12月に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、その時点では、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 43 年ごろ、私の父親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ったが、当時、経済的に余裕がなかったため、私の国民年金保険料の納付は行っていなかったようだ。その後、私が 46 年 6 月に結婚して間もなく、義母から、「あなたの保険料が未納になっていた分は、全額まとめて納付した。」と言われ、お礼を言ったことをはっきりと憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月に結婚して間もなく、申立人の義母が国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付してくれたと主張しているところ、申立人の主張には特に不自然な点は無く信憑性^{びよう}がうかがえる上、申立人の義母は、国民年金制度発足時に国民年金に加入し、52 年*月に亡くなる 4 か月前までの保険料を納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立人がその義母から、「あなたの保険料が未納になっていた分は、全額まとめて納付した。」と言われた昭和 46 年 6 月ごろであれば、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、申立人の特殊台帳には、過年度納付を示す可能性のある印が、申立期間該当年度の欄外に押されている上、申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年3月まで

私の母親は、時期は不明であるが、市役所の行政センターで私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、平成8年3月に転居した後、自宅に納付書が送付されてきたことから、当時、同居していた私の夫にお金を負担してもらい、私が、2年分ぐらいをまとめて納付書により金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚前に納付書によりまとめて金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月以前に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の保険料を過年度納付すること、及び当時納付書により金融機関で納付することは可能であったことから、申立内容に不合理な点は認められない。

また、申立期間について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致する。

さらに、申立人の夫は、当時、自分の賞与を申立期間の国民年金保険料の納付に充てたと証言している。

加えて、申立人は、平成8年3月に転居した後、町役場から自宅に国民年金の納付書が送付され、二度にわたって同役場で国民年金保険料の納付方法及び納付期限などについて説明を受けた後に保険料を納付したことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立内容には信憑性^{びよう}が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4217

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に最初に勤務した会社を辞めた後、市役所で国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後においては、申立期間を除いて 60 歳までの 35 年近くにわたる期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、このうち約 22 年を前納しており、保険料の納付意欲が高かったと認められる。

また、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 52 年 1 月ごろと推認でき、この時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、申立人は 51 年 4 月までさかのぼって保険料を納付していること、及び社会保険事務所（当時）で過年度納付書を発行していた可能性も否定できないことを考え合わせると、納付意欲の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立人は、退職後においては両親と同居し経済的にも安定した生活を送っていたことがうかがえ、申立期間の国民年金保険料を納付することが困難な状況であったと考えられる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和48年9月16日であると認められることから、同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月16日から同年9月16日まで

私は、昭和43年4月2日にA社に入社し、本店での研修を経て、同社B支店に配属となり、48年9月15日に退職した。

ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和48年6月16日に資格を喪失となっており、申立期間の加入記録が欠落している。

A社の厚生年金基金加入員証及び厚生年金基金連合会からの通知には、加入員期間が昭和48年9月16日までと記載されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の資格喪失日は、昭和48年9月16日を同年6月16日に訂正されていることが確認でき、申立人の申立期間は被保険者期間となっていない。

しかしながら、A社が提出した在職証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間においても、それ以前の期間と勤務形態に変更無く、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における厚生年金基金の資格喪失日は、昭和48年9月16日と記録されている。

さらに、上記の被保険者名簿により、申立人が昭和48年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出は同年9月25日に行われていることが確認できることから申立人の喪失日の訂正は同日以後に行わ

れたものと考えられるが、このことについてA社は、「当初届け出ていた資格喪失日を、社員が退職してから、さかのぼって在職中の日付に訂正することは考えられない。また、厚生年金保険の資格喪失日のみを訂正し、厚生年金基金の資格喪失日は訂正しないということはある得ない。」旨の回答をしている。

加えて、申立人と同じ職場で勤務し、同時に退職届を提出し、同日に退職したとする同僚の資格喪失日は昭和48年9月16日と記録されており、訂正されていない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年9月16日から同年6月16日に訂正する旨の届出を行ったとは考え難く、事業主は、申立人が同年9月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記の被保険者名簿における昭和48年5月の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 12 月 7 日から 24 年 1 月 1 日まで
② 昭和 27 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

父は、継続して A 社に勤務していたが、入社した 1 年間と、同社 D 支店から同社 C 支店に異動した際の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、事業主から提出された在籍証明書から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し（昭和 27 年 1 月 1 日に同社 D 支店から同社 C 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 9 月の A 社 C 支店における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、上記の在籍証明書から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の次女及び同僚が、申立人は当該期間において外勤従業員であったと述べているところ、A社人事部及び同社に勤務していた複数の従業員は、「当時、外勤職員はすぐに辞める人が多かったため、同社では、外勤職員と内勤職員とは、厚生年金保険の資格取得の取扱いに違いがあった。」と証言しており、申立人同様に、同社の入社日と厚生年金保険の資格取得日の異なる同僚が複数名存在することから、同社では、外勤従業員については入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人と同時期にA社D支店に勤務していた同僚は、ほぼ全員が死亡し、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に照会したところ、当時の資料が現存せず、申立人の厚生年金保険料の控除について不明としている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和60年4月22日）及び取得日（同年9月21日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月22日から同年9月21日まで

A社で勤務していた期間のうち、昭和60年4月22日から同年9月21日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、56年3月に同社に入社し、57年6月からは同社の海外法人で勤務していた。62年12月に同社を退職するまで継続して勤務しており、途中で5か月間だけ離職するような不自然な勤務形態ではなかった。申立期間について調査をして厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和56年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、60年4月22日に同資格を喪失後、同年9月21日に同社において同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社が保管していた申立人に係る退職金計算書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立期間当時、同社において勤務していた複数の同僚は、申立人は申立期間より前から同社の海外法人で変わらずに勤務していたと証言している。

また、A社において海外勤務経験のある同社の複数の同僚は、「自分が

海外勤務していた時に、厚生年金保険の被保険者資格が喪失されたことは無く、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。」と回答している。

さらに、A社は、「申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては、資料が無く不明であるが、近年、当社で海外勤務をした者の厚生年金保険は、継続して加入させている。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後のA社におけるオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず、不明としているが、事業主による申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失及び取得の届出のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る60年4月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和44年8月1日から平成15年5月15日までA社に継続して勤務したが、昭和53年4月1日の出向前後の期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。継続勤務の証明として、同年4月1日付けの辞令及び同年3月及び4月分の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、雇用保険の加入記録、B社が提出した在籍証明書及びC健康保険組合の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年4月1日に同社本社から同社D工場に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことか

ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年1月7日に、同資格の喪失日に係る記録を46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月7日から46年1月1日まで

私は、昭和45年1月から同年12月末まで、姉が事務職として勤務していたA社に姉の紹介で勤務していた。

その当時のA社は忙しく、社長からの依頼があり勤務したという経緯がある。それにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間においてA社に勤務していた者は、「申立人は、正社員であった。また、同社での厚生年金保険の加入は入社と同時であり、雇用形態や職種によって異なる取扱いはしていなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人よりも数年前に中学校卒業と同時に入社したとする者には、入社時から厚生年金保険の加入記録が存在する。

加えて、社会保険担当者は、「社長からは、雇用保険と厚生年金保険はセットで手続するように指示されていた。」と証言している。

このほか、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と、厚生年

金保険被保険者名簿の記録上の被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚のA社における申立期間の標準報酬月額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、当時の事業主は死亡している上、A社は申立期間当時の資料が無いために不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和28年5月10日から29年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が28年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月ごろから29年5月ごろまで
② 昭和29年10月ごろから30年9月ごろまで

私は、昭和27年5月ごろにA社に入社し、29年5月ごろに退社し、同年10月ごろ同社に再入社し、30年9月ごろ退社したが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いので確認してほしい。

なお、私は、申立期間に年齢を偽って、A社で働いていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和28年5月10日から29年6月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が3年相違している者が、28年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年6月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は同時期の当該被保険者名簿に記録されていることが確認できる上、申立人は、「入社時に、年齢による就労制限のため年齢を偽って入社した。」と供述していることから、上記の被保険者記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和28年5月10

日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和27年5月から28年5月10日までの期間については、申立人が述べている船舶が同時期に建造されたことから、申立人は当該期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は死亡していることから証言が得られない上、同時期に勤務していた同僚から、「試用期間や臨時工及び下請は厚生年金保険に加入していなかった。」との証言を得ているところから、厚生年金保険料の控除については確認することができない。

申立期間②について、申立人は、A社に勤務したと述べているが、同社は既に解散して、当時の資料は保存されておらず、また、同僚も死亡又は申立人を記憶しておらず、証言を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、当該期間には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和27年5月から28年5月10日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、A社B事業所において申立人が昭和40年11月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月20日から41年2月1日まで

夫のねんきん特別便を確認したところ、昭和40年ごろにA社本社から同社B事業所に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録が3か月間欠落していることを知った。夫は、同社B事業所の立ち上げ時から勤務しており、この期間も退職はしていないため、調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びA社に保管されている「勤務経歴」により、申立人が申立期間に継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が10年相違し、年金番号が60番違いの被保険者記録が有り、当該被保険者資格の取得日は昭和40年11月20日、喪失日は41年2月1日と記載され、申立期間と一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

さらに、上記の年金番号は、申立人とは氏名の異なる別人に払い出された番号であることが厚生年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、同

者は、上記の未統合記録における被保険者期間において別事業所における被保険者となっていることから、上記の未統合記録は同者の被保険者記録ではないことが確認でき、上記の被保険者原票に記載されている年金番号は誤記であったことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、上記被保険者原票の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、A社の事業主は、申立人が昭和40年11月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年9月13日に厚生年金保険第三種被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における同資格の喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月13日から20年9月1日まで

私は、勤務していたC市のB社が昭和19年9月に閉鎖されたため、同年9月から終戦の20年8月末まで、D県E市にあるA社で坑内労働（F作業）に従事していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の第三種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、B社を昭和19年9月13日に徴用により資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、勤務していた同社が同年9月に閉鎖となった後、すぐにA社へ入社したと述べており、勤務し始めた時期と合致している。

また、申立人は、終戦の昭和20年8月末までA社で勤務していたと述べており、同社での勤務状況及び終戦前後の閉鎖に至る事実経過の説明は、申立人が所持しているB社が発行したG労働組合解散宣言の記事の内容と一致しており、信憑性^{びよう}がある上、申立人が所持しているH社が発行した辞令（昭和20年6月1日付け）には、申立期間中の日付が記載されていることから、申立人は、同年8月末までA社に継続して勤務していたこと

が認められる。

さらに、当該辞令を発行したH社は、申立人が述べている事業所の所在地及び文献から判断すると、A社であると認められ、社会保険事務所に適用事業所として記録されていることが確認できる。

一方、A社を管轄する社会保険事務所に照会したところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳については、昭和28年2月の火災によりすべて焼失し、復元を試みたが、完全には復元されず、火災の前に被保険者資格を喪失している被保険者については、復元されていない可能性が高いため、申立人の記録の確認は不可能であるとの回答を得ている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年9月13日に厚生年金保険第三種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における同資格の喪失日は、20年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、厚生年金法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年6月1日まで
私は、平成10年4月1日から11年12月24日までA組合に勤務していたが、最初の2か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。A組合は、経営に行き詰まり倒産してしまった。厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていないが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合の元理事長は、申立人は申立期間においてA組合に勤務していたと回答している。

また、平成10年6月1日にA組合において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は私が入社した時には既に勤務していた。」と述べている。

さらに、上記の同僚は、「A組合には試用期間は無く、私は入社と同時に被保険者資格を取得している。」旨を述べている上、A組合の元理事長から「申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していた。」旨の証明書が提出されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A組合に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における平

成 10 年 6 月のオンライン記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料についても納付したと主張するが、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同年 6 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和25年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、24年12月25日から25年2月15日までに係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月25日から25年2月15日まで
② 昭和25年2月15日から28年4月1日まで

私のA社の厚生年金保険被保険者記録は昭和24年12月25日までとなっているが、年が明けてからも勤務していたはずなので、調べて厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、A社を辞めてからB社に入社するまでの間は職を転々と変えていたが、おおむねC地近辺に勤めていた。この間、健康保険被保険者証は持っていたと思うので、記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の資格喪失日は記載されていないものの、オンライン記録において、申立人の同社における資格喪失日は昭和24年12月25日と記録されている。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は2冊確認できるところ、1冊目の名簿（以下「更新前名簿」という。）において、資格喪失日の記載の無い申立人を含む被保険者が、2冊目の名簿（以下「更新後名簿」という。）に記載されていることから、これらの名簿は更新前後の名簿であることが確認できる。

また、更新前名簿においては、「24.12.25 全喪」と記載されているに

もかかわらず、更新後名簿においては「25. 2. 15 書替」と記載されており、このことから、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理は、昭和25年2月15日より後に行われたことがうかがわれるが、当該更新後名簿に記載されている被保険者数から、同社が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、24年12月25日に適用事業所でなくなる旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、A社の資格喪失年月日は、昭和25年2月15日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和24年12月25日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記の被保険者台帳に記載されている資格喪失日である25年2月15日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳における当該期間の記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、当該期間において、職を転々と変えていたが、C地近辺の事業所に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人は、勤務していた会社名及び所在地を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、同僚及び事業主の氏名を記憶していないことから、これらの者に照会をすることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和32年4月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月22日から同年5月1日まで

私は、昭和28年4月1日から平成7年3月31日まで継続してA社で勤務していたが、昭和32年4月22日付けで同社C事業所から同社B事業所に転勤となった際の、同社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年5月1日となっているので、同年4月22日に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の在籍期間証明書及び人事異動発令書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和32年4月22日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年5月のA社B事業所における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和32年5月1日を資格取得日とし

て届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月26日から同年11月1日まで

私は、昭和40年3月21日にA社に入社し、その後、平成17年5月末まで一度も転勤することなく継続して勤務していた。

しかし、A社B工場での厚生年金保険の記録の一部が抜けているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月26日にA社B工場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社本社において同資格を再度取得しており、申立期間は被保険者期間となっていない。

しかし、A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が同社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同一の部署で同様の業務に従事していた複数の同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

なお、A社は、昭和40年11月1日に健康保険組合への加入に伴い、厚生年金保険は本社で一括適用となったことから、申立人の同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、人事記録では、申立人が昭和40年4月26日にA社B工場内のほかの部署に配属された旨の記載が確認でき、当該配属日は社会保険事務所では知り得ない日付であると考えられることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月21日から37年2月14日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を36年7月21日に、同資格の喪失日に係る記録を37年2月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から37年2月14日まで
私は、A社に昭和35年12月1日から37年2月14日まで勤務し、作業中に負傷して労災保険の適用を受けた。また、健康保険で歯の治療も受けた。社会保険庁(当時)の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社の業務内容に関する申立人の供述及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の中学校における同級生であり、申立人とほぼ同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人の供述及び複数の同僚が証言した当時のA社の従業員数と厚生年金保険被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致するため、同社においては、従業員のほぼすべての者が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

他方、複数の同僚は、「正社員として入社した者でも、試用期間があっ

た。」と証言している。

また、申立人は、入社して2、3か月たったころ作業中に負傷して2、3か月治療に専念し、その後また働いたと供述している。

さらに、申立人より先に入社していた同僚を含む申立人と同職種の複数の同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和36年7月21日となっていることから、A社では厚生年金保険の加入について試用期間経過後まとめて加入させていた状況がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和36年7月21日から37年2月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年12月1日から36年7月21日までの期間については、上述のとおり、複数の同僚からA社には試用期間があった旨の証言がある上、同年7月21日に申立人と同職種の複数の同僚がまとめて資格を取得しており、同社では厚生年金保険の加入について試用期間経過後まとめて加入させていた状況がうかがわれることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和36年7月から37年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年代の同僚の標準報酬月額から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、A社は既に適用事業所でなく事業主も死亡していることから照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年7月から37年1月までの厚生年金保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年7月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年12月から24年4月1日まで
② 昭和25年11月5日から26年12月1日まで

夫の年金の記録を確認したところ、厚生年金保険加入期間と、自宅に保管してあった履歴書の勤務年数が大幅に違っていた。昭和35年9月1日現在と記載のある履歴書には22年12月から28年10月まで進駐軍に勤務となっている。夫は進駐軍でF職としてアルバイトをしていたと聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同じ姓で名が一字異なり、生年月日が同じB氏が昭和26年4月1日に資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の妻は、「夫は若いころ自身の名前を、格好いいからと『B』や『C』としていた。」と述べているところ、申立人の申立期間直

前のD社に係る厚生年金保険被保険者記録は「B」となっており、申立人の基礎年金番号に統合されており、申立人の同記録に係る厚生年金保険被保険者台帳は「B」となっていることが確認できる。

さらに、申立人の基礎年金番号に統合されているE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は「C」となっており、記録はD社に係る「B」の厚生年金保険被保険者台帳に記載されていると共に、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、進駐軍の関連施設であることが確認でき、申立人が保管する昭和35年9月1日現在と記載のある履歴書には、22年12月から28年10月まで進駐軍に勤務となっていることから、進駐軍の関連施設であるA社に勤務していたことは推認できる上、当該被保険者名簿には申立人と同姓同名の者は申立人以外には確認できない。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、申立人が昭和26年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者記録より、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和25年11月5日から26年4月1日までの期間については、申立人が死亡しているため、申立期間当時の就労状況及び同僚等からの証言も得ることができない。

また、当該事業所は、昭和27年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

さらに、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等が無い。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②のうち、昭和26年7月1日から同年12月1日までの期間については、申立人の妻は、申立人がF職であったと述べていることから、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、同年7月1日からは、ハウス等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舍施設等に使用される者は、強制被保険者とならないこととされており、申立人が従事していたとする業務は、強制被保険者とならない者に該当すると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和 25 年 11 月 5 日から 26 年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人が保管する昭和 35 年 9 月 1 日現在と記載のある履歴書には、22 年 12 月から 28 年 10 月まで進駐軍に勤務となっていることから、当該期間において進駐軍に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D 社は、昭和 24 年 4 月 1 日に適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 24 年 4 月 1 日と同日に資格を取得した者は 753 名であることが確認でき、同日に資格を取得している同僚は、自身は 20 年 9 月から勤務したと述べている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和62年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から平成9年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を62年5月及び同年7月から63年3月までは28万円、同年4月は32万円、同年5月から同年9月までは30万円、同年10月から平成2年9月までは38万円、同年10月から3年12月までは41万円、4年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年4月までは47万円、同年5月から8年9月までは56万円、同年10月から9年3月までは53万円、同年4月から同年9月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月ごろから36年3月ごろまで
② 昭和62年3月3日から平成9年10月1日まで

申立期間①については、C市のD区にあったA社に勤めていたが、厚生年金保険加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、B社に勤務しているが、当該期間の標準報酬月額が低く記録されている。給与明細書を所持しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額か申立

人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間②のうち、昭和 62 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 64 年 1 月 1 日までの期間、平成 3 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から 4 年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 6 年 12 月 1 日までの期間、7 年 1 月 1 日から 9 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業主から提出された賃金台帳及び申立人の所持する給与明細書により、申立人は、オンライン記録による標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、給与明細書から確認できる報酬額又は厚生年金保険料控除額から当該期間に係る標準報酬月額は、昭和 62 年 5 月及び同年 7 月から 63 年 3 月までは 28 万円、同年 4 月は 32 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 38 万円、平成 3 年 1 月及び同年 6 月から同年 12 月までは 41 万円、4 年 1 月から同年 9 月までは 53 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月及び 7 年 1 月から同年 4 月までは 47 万円、同年 5 月から 8 年 9 月までは 56 万円、同年 10 月から 9 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月から同年 7 月までの期間及び 9 月は 50 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 8 月 1 日までの期間については、給与明細書は無いが、その振込額は昭和 63 年 12 月の賃金台帳から確認できる振込額とほぼ同額である上、平成元年 8 月から 2 年 12 月までは給与明細書も無く、振込額も判明しないが、当時の社会保険労務士の試算では、前記の元年 1 月から同年 7 月までよりも高い標準報酬月額とされていることから、同年 1 月から 2 年 9 月までの標準報酬月額は、昭和 63 年 12 月の賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う 38 万円とし、平成 2 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額は、3 年 1 月の給与明細書の保険料控除額に見合う 41 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、平成 3 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、4 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、6 年 12 月 1 日から 7 年 1 月 1 日までの期間及び 9 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、前記の給与明細書によって厚生年金保険料控除額が確認できる前後の月の保険料控除額が同額であることが確認できることから、当該期間の申立人の標準報酬月額は、3 年 2 月から同年 5 月までは 41 万円、4 年 10 月及び同年 11 月は 53 万円、6 年 12 月は 47 万円、9 年 8 月は 50 万円とすることが妥当である。

なお、昭和 62 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 9 年 10 月 1 日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事

業主による納付義務の履行については、事業主は、過失によりオンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、厚生年金基金で保管していた当該期間に係る報酬月額の届書においても、報酬月額がオンライン記録どおりとなっていることから、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 62 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、事業主から提供された賃金台帳によると、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間①について、申立人は、A社の事業主や所在地などを記憶しており、同社の商業登記簿謄本の記載内容とも一致することから、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本に記載されている事業主及び取締役は、連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年6月18日から29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB組合における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を26年6月18日に、同資格の喪失日に係る記録を29年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、26年6月から同年9月までは4,000円、同年10月から28年9月までは7,000円、同年10月から29年1月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月から29年2月1日まで

私は、昭和25年5月ごろA社に入社し、29年1月末日まで勤めていた。

一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の記録があるのに、社会保険庁（当時）の記録では、私にはその期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚は、「私は、A社には昭和25年5月ごろに入社した。申立人は、その1か月ないし2か月後に入社し、私が同社を辞めた32年11月より3年ないし4年前に辞めた。」と証言していることから、申立人が申立期間のうち、25年6月ごろから同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚は、申立期間当時、周辺のいわゆる町工場である事業所では、事業所ごとに給与計算や社会保険関係専門の従業員を雇うことができなかったため、給与計算や社会保険関係事務はB組合に委託しており、個々の事業所の従業員は、B組合で強制的に厚生年金保険に加入していたとしている。

さらに、同僚は、申立期間当時のA社の従業員は、申立人を含めて3名であったと証言し、申立人と同じ業務に従事していた2名の同僚及び事業主は、B組合において、昭和26年6月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、B組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和26年6月18日から29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間における同僚のB組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和26年6月から同年9月までは4,000円、同年10月から28年9月までは7,000円、同年10月から29年1月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B組合は既に全喪しており、事業主も死亡していることから確認できないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年6月から29年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年5月から26年6月18日までの期間については、事業主及び同僚のB組合での資格取得日が同年6月18日であり、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和25年5月から26年6月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和61年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年11月21日から同年12月10日まで
昭和56年3月21日からA社に勤務し、61年11月21日付けで同社のグループ会社であるB社に転勤した際の1か月の厚生年金保険被保険者の記録が欠落している。申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された昭和61年分給与所得の源泉徴収票、申立人が所持していた62年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及び61年12月分給与支給明細書により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(61年11月21日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和61年12月の給与支給明細書から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認資料が無いため不明としているが、厚生年金保険における申立人の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和61年12月10日を資格取得日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し、行ったことが認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年1月から同年4月までは7,500円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和24年6月23日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から同年7月1日まで
② 昭和24年7月1日から同年11月1日まで

私は、昭和22年10月からA社B出張所に勤務していたが、次の勤め先が決まったために、24年6月30日に退職をしたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年1月1日となっている。一緒に退職した同僚は同期間も被保険者となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社B出張所退職後の昭和24年7月1日からD社（現在は、E社）に勤務したにもかかわらず、同社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年11月1日となっているので、正しい資格取得日に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和24年1月1日から同年6月23日までの期間について、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が、同年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月23日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録の被保険者番号と同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者番号が同一であることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和24年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月23日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者記録から、昭和24年1月から同年4月までは7,500円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和24年6月23日から同年7月1日までの期間について、申立人が所持しているA社退職時の辞令から、申立人が、同年6月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、同僚は、「申立人は、申立期間においてもそれ以前と同様の勤務形態であった。」旨を述べている上、「私のA社での資格喪失日と退職日は一致している。」旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和24年6月23日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和24年6月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に解散しており、事業主も確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人が所持しているD社の退職金明細書から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、D社は、昭和24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している被保険者は連絡先が判明する者がおらず、証言を得ることができない。

さらに、E社は、当時の資料は無い旨を回答しており、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成13年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成12年4月1日から13年8月31日までA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、平成13年8月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管している給与明細書及びA社が保管している申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、上記の平成13年9月分給与明細書（同年8月の厚生年金保険料控除）から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成13年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と記録することは通常考え難いことから、事業主が、同日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和56年1月21日から57年3月31日までの期間、継続してA社B工場でC業務に就いていたが、同年3月31日から同年4月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

昭和57年4月1日付けでA社本社に異動しているが、この期間については特に思い当たることは無く、また、同年3月及び同年4月の給料明細書を確認しても厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された給与明細書、A社の辞令及び人事記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和57年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和57年4月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和57年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保

険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と記録することは通常考え難いことから、事業主が、同年 3 月 31 日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人の同年 3 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成元年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月30日から同年12月1日まで

A社B事業所から同社C事業所へ転勤した際に、同社B事業所で厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成元年12月1日と届け出なければならぬところを、同年11月30日と届け出たために申立期間が被保険者期間となっていない。人事異動通知書と年金手帳の写しを添付するので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在職証明書及び申立人から提出された人事異動通知書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（平成元年12月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における平成元年10月の社会保険庁（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同

年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成5年1月から同年9月までは14万2,000円、同年10月及び同年11月は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年12月21日まで

私は、平成2年4月4日から5年12月20日までA社が経営するB施設でC職として継続して勤務し、申立期間当時の月給は15万円ぐらいであったはずであるが、今回、社会保険事務所の調査で初めて標準報酬月額が同年1月から同年9月までが14万2,000円から8万円に、同年10月及び同年11月が15万円から8万円に引き下げられていることを知った。

標準報酬月額を変更したことについて、会社から説明は無く、私は知らなかった。

訂正処理された期間の標準報酬月額を訂正前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年9月までは14万2,000円、同年10月及び同年11月は15万円と記録されていたところ、申立人のA社における資格喪失日である同年12月21日の後の6年4月26日付けで、5年1月1日にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる上、当時の同社の厚生年金保険被保険者のほぼ全員である75名についても、同様に標準報酬月額の訂正処理が行われている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考える上、社会保険事務所が標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由も無いことから、申立期間において

当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初届け出た、5年1月から同年9月までは14万2,000円、同年10月及び同年11月は15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年10月1日から5年3月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年3月26日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年3月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年3月26日まで
② 平成5年3月26日から同年4月1日まで

厚生年金保険被保険者記録では、平成4年10月1日から5年3月26日までの標準報酬月額が当時の報酬額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、勤務していた事業所の経営母体がA社からB社に変わった際、厚生年金保険の加入記録に1か月の空白があり、その期間は国民年金に加入していることになっているが、国民年金の手続を取った覚えは無く、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成5年3月26日）の後の平成6年3月3日付けで、さかのぼって11万円に引

き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほか 43 名についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている元同僚が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額で厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、30 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、勤務していた事業所を営んでいた会社が A 社から B 社に変わった際の状況を詳細に記憶しており、その説明は、当時の同僚の証言と一致している。

また、元同僚は、「申立人は当該期間に B 社に勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人と同様に、当該期間の被保険者記録が欠落している元同僚が保管する、当該期間に係る給与明細書には、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における平成 5 年 4 月の社会保険事務所の記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に解散しており、事業主の連絡先も不明であるため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年12月28日に、同資格の喪失日に係る記録を46年8月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月28日から46年8月1日まで

私は、A社からB社へ昭和43年4月30日から45年12月28日まで出向し、同日にA社に復し、46年7月末日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事の履歴カード及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人がB社からA社へ復帰後配属になった部署の複数の同僚は、「申立人は、B社における任務期間が終了した昭和45年12月28日に技術スタッフとして配属された。」と証言しているところ、同部署に在籍していた7名のうち氏名が確認できる6名は、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人と同日の昭和45年12月28日にB社からA社に戻った同僚は、同日において同社C事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人のD厚生年金基金加入台帳から、昭和45年9月に標準報酬月額の算定が行われ、46年8月1日に厚生年金基金の加入員資格を

喪失したことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間におけるD厚生年金基金加入員台帳の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年12月から46年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和57年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月10日から同年10月1日まで

私は、昭和51年10月25日にA社に入社して以来、現在に至るまで継続して勤務しているが、同社C部から同社D営業所に転勤した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の継続勤務証明書、身上書兼役職員名簿及びE健康保険組合の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和57年9月10日に同社C部から同社B支店管轄のD営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和57年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成4年8月及び同年9月は22万円、同年10月から5年9月までは24万円、同年10月から7年2月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から7年3月31日まで
申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、給与は約22万円だったので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年8月及び同年9月は22万円、同年10月から5年9月までは24万円、同年10月から7年2月までは26万円と記録されていたところ、同年3月8日付けで、4年8月1日に遡^{そく}及^くして9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、標準報酬月額の訂正処理を行うことになった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た平成4年8月及び同年9月は22万円、同年10月から5年9月までは24万円、同年10月から7年2月までは26万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和24年10月1日）及び同資格の取得日（同年12月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年10月1日から同年12月1日まで

私は、昭和7年6月25日にA社に入社し、54年6月まで継続して勤務していたが、24年10月1日から同年12月1日までの間、厚生年金保険の被保険者となっていないことから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において、昭和24年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同資格を再度取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、A社が保管している申立人の社員カードから、申立人が申立期間に同社に継続して勤務（昭和24年10月1日にA社から同社B事業所に異動）していたことが認められる。

また、A社人事総務部担当者は、「申立人は転勤であることから、保険料の控除は行われていた。」旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B事業所は、申立期間においては適用事業所となっていないことから、申立人の申立期間における被保険者資格は、同社本社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和52年12月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月1日から53年2月1日まで

私は、昭和52年12月1日にA社に入社した。同社へ入社する前に国民年金に加入していたので、厚生年金保険に加入するという理由以外で、国民年金をやめるはずがない。しかし、同社に入社してから2か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社B店に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録から、申立人は昭和52年12月の国民年金保険料を納付していたところ、53年12月に公的年金加入を理由として還付されていることが確認できる。

また、C市役所に照会したところ、国民年金保険料の還付を行う場合、一般的に厚生年金保険等に加入していることを確認してから国民年金保険料の還付の手続を行うと回答している。

このことから、当時、社会保険事務所では、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行っ

たと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年2月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年6月29日に船員保険被保険者の資格を取得し、19年1月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、55円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年6月ごろから19年1月14日まで
私がA船(B社)に乗船していた昭和18年6月ごろから19年1月14日までの期間の船員保険加入記録が無いので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社A船に係る船員保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名で生年月日と同じ者が、昭和18年6月29日に被保険者資格を取得し、19年1月14日に同資格を喪失している記録が確認できる。

また、申立人が同じ船と一緒に乗っていたとする同僚の子息は、「申立人は、父の戦友であり、一緒に船に乗っていたことを父から聞いたことがある。」と証言しているところ、上記被保険者名簿に当該同僚の氏名が記載されていることから、上記の被保険者記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年6月29日に船員保険被保険者の資格を取得し、19年1月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から55円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和26年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から同年7月1日まで

昭和26年6月1日付けで、A社D支店から同社C支店に異動したが、同年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している職員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年6月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月1日まで
私は、A社に昭和54年12月から平成17年11月まで勤務していた。
厚生年金保険の記録では、平成4年3月から6年2月までの標準報酬月額が8万円となっているが、私が所持している給与明細書では、80万円以上の給料が支払われており、厚生年金保険料も相当額が控除されていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は53万円と記録されていたところ、平成6年4月4日に4年3月1日に遡及^{そきゅう}して8万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、同僚は、「私が入社した昭和60年4月以降、A社は、終始赤字経営であり、厚生年金保険料や税金を滞納していた。」と証言している。

一方、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、A社の役員であったことが確認できるが、複数の同僚から、「申立人は役員であったが、実際には技術部長であり、経営及び社会保険等の諸手続はA社の社長が行っていたので、経営にはかかわっていなかった。」との証言があることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成14年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月16日から同年11月1日まで
私は、B社から、関連会社であるA社に転勤した。申立期間当時の給与明細書に厚生年金保険料が控除されていることが記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び当該事業所からの回答書により、申立人は、A社に申立期間に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等の厚生年金保険料控除額から62万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所となっていないが、同社に係る閉鎖事項全部証明書から当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でなかったため、申立てどおりの届出は行っておらず厚生年金保険料の納付は行っていないと回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年1月1日から平成15年8月1日までの期間及び16年12月1日から17年5月31日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、昭和61年1月から平成9年12月までは36万円、10年1月から同年12月までは50万円、11年1月から15年4月までは47万円、同年5月は44万円、同年6月は50万円、同年7月は20万円、16年12月から17年3月までは47万円、同年4月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月1日から平成15年8月1日まで
② 平成16年11月16日から17年5月31日まで

私は、A社に昭和47年10月から勤務し、48年11月から厚生年金保険に加入した。平成15年7月には派遣先に適する業務が無いとの理由で解雇になり、16年11月に、同社から呼び戻されて勤務したが、次の仕事が無いため、わずか7か月で再解雇された。昭和60年12月までは標準報酬月額に相違は無いが、61年1月1日から平成15年8月1日までの期間及び16年11月16日から17年5月31日までの期間の標準報酬月額に相違がある。11年から14年までの期間の源泉徴収票並びに15年1月から同年7月までの期間及び16年11月から17年5月までの期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、昭和61年1月1日から平成10年1月1日までの期間について、厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、確認できる資料は無い。しかし、昭和61年1月1日の随時改定（以下「当該随時改定」という。）により、申立人は標準報酬月額が36万円から20万円に減額されていることが確認できるが、申立人の預金口座に振り込まれている額をみると、振り込まれている額は毎月増減があるものの、当該随時改定前後の給与振込額に大差が無い上、当該随時改定で標準報酬月額が減額されている同僚の預金口座においても、当該随時改定前後の給与振込額に大差がないことが確認できる。

また、同僚から提出された源泉徴収票（昭和63年分）から、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に相当する社会保険料額を上回る社会保険料額が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の同僚から提出された給与明細書により、平成元年2月及び同年3月においてはオンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を上回る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の昭和61年1月から平成9年12月までの厚生年金保険料は、当該随時改定前の標準報酬月額（36万円）に見合う保険料が控除されていたと推認される。

申立期間①のうち平成10年1月1日から15年8月1日までの期間及び申立期間②のうち16年12月1日から17年5月31日までの期間について、申立人が所持する給与明細書、源泉徴収票及び市民税・県民税課税証明書から、10年1月から同年12月までは50万円、11年1月から15年4月までは47万円、同年5月は44万円、同年6月は50万円、同年7月は20万円、16年12月から17年3月までは47万円、同年4月は26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、昭和61年1月から平成9年12月までは36万円、10年1月から同年12月までは50万円、11年1月から15年4月までは47万円、同年5月は44万円、同年6月は50万円、同年7月は20万円、16年12月から17年3月までは47万円、同年4月は26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額

に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が昭和 61 年 1 月から平成 15 年 7 月までの期間及び 16 年 12 月から 17 年 4 月までの期間の大部分の期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人が所持する同年 11 月分の給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額が給与明細書において確認できる報酬月額を上回っていると認められることから、当該期間について標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月20日から同年10月1日まで

私は、昭和42年1月9日から44年8月31日まで同じ会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、42年9月が厚生年金保険の被保険者期間から欠落している。勤務は継続しており、私が社会保険事務担当者として保険料を控除していた記憶があるので、調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の回答から、申立人がA社に継続して勤務したことが認められる。

また、昭和40年4月から51年8月までA社に勤務していた同僚によると、「勤務していた期間中に会社の名称は変更されたものの、厚生年金保険料が控除されなくなったことは無い。」と述べている。

さらに、事業主によると、「当時の資料は無いが、申立期間前後の月に厚生年金保険被保険者となっていることから、申立期間においても、給与から厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然である。」と供述している。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和42年8月のA社におけるオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和42年9月20日に厚生年

金保険の適用事業所でなくなり（以下「全喪」という。）、同年 10 月 1 日に B 社として再度、適用事業所となっており（以下「新適」という。）、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、A 社は、法人事業所であり、全喪日において 14 名の被保険者が確認できるところ、新適日において、その全員が被保険者資格を取得していることから、申立期間においても 14 名の従業員が勤務していたものと認められ、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、A 社は、申立人の申立期間において適用事業所としての要件を満たしているながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年3月11日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月11日から同年10月1日まで
② 昭和57年11月1日から59年9月1日まで
③ 昭和60年9月1日から63年8月1日まで
④ 昭和63年9月1日から平成2年12月1日まで
⑤ 平成3年4月1日から5年7月1日まで
⑥ 平成8年1月1日から19年1月1日まで

申立期間①については、A社に入社した時の標準報酬月額は2万8,000円であることは、同社が作成した書類で確認できると思う。申立期間②については、B社の専務取締役として勤務しており、給与はずっと41万円であったので、途中で標準報酬月額が26万円に下がっていることは間違いであると思われる。申立期間③についてもC社で専務取締役として勤務しており、ずっと50万円の標準報酬月額であったことは間違いなく、現在の記録は社会保険事務所（当時）の記録ミスと思われる。申立期間④から⑥までについては、D社の代表取締役として昭和63年8月に同社を立ち上げて現在に至っており、顧問先の会計事務所に保存されている源泉徴収簿を添付するが、源泉徴収簿の保存が無い期間の標準報酬月額については、私の記憶で記載すると同年9月から平成元年8月までは60万円、同年9月から2年11月までは30万円、3年

4月から5年6月までは50万円、8年1月から12年12月までは30万円、13年1月から15年3月までは10万円、同年4月から同年8月までは20万円、同年9月から17年6月までは10万円、同年7月から18年12月までは20万円であり、その額に間違いはないと思う。申立期間①から⑥までについて正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社の回答及び同社が保管する厚生年金保険健康保険被保険者台帳及びE健康保険組合の記録から判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（2万8,000円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、A社保管の被保険者台帳に記載した標準報酬月額が2万8,000円であることから、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を納付したとしているが、当該被保険者台帳には申立人の当該期間の標準報酬月額が2万6,000円から2万8,000円と訂正したことが確認できることから、当該被保険者台帳をもって申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付したとまでは言えず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②の標準報酬月額について、申立人は、当時、給料が下がったことはなく、当該期間を通して給与は41万円であったと申し立てている。

しかしながら、B社は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間における標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができないとしている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人に係る標準報酬月額等の記載内容に不自然な記録は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、E健康保険組合の被保険者原票及びオンライン記録も一致していることが確認できる。

3 申立期間③の標準報酬月額について、申立人は、当該期間を通して、給与は 50 万円だったはずであるので標準報酬月額についても同額であると申し立てている。

しかしながら、申立期間③のうち、昭和 60 年 9 月 1 日から 61 年 2 月 1 日までの期間については、当時の厚生年金保険法における標準報酬月額の最高等級が、60 年 9 月は 41 万円、同年 10 月から 61 年 1 月までは 47 万円であり、申立人の当該期間における標準報酬月額と一致していることから、仮に報酬月額を 50 万円として届け出ていたとしても、厚生年金保険における標準報酬月額の最高等級を上回る報酬月額については、この最高等級の金額で記録されることとなるため、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間③のうち、昭和 61 年 2 月 1 日から 63 年 8 月 1 日までの期間については、C 社は、既に解散しており、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料を確認できない上、申立人も、厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していない。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間③において C 社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「C 社の社会保険関係事務や給与計算は、私が担当していた。」と証言している。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

このため、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

4 申立期間④から⑥までの標準報酬月額について、申立人は、昭和 63 年 9 月から平成元年 8 月までは 60 万円、同年 9 月から 2 年 11 月までは 30 万円、3 年 4 月から 5 年 6 月までは 50 万円、8 年 1 月から 12 年 12 月までは 30 万円、13 年 1 月から 15 年 3 月までは 10 万円、同年 4 月か

ら同年8月までは20万円、同年9月から17年6月までは10万円、同年7月から18年12月までは20万円が正しい標準報酬月額であると申し立てている。

しかしながら、D社は、申立期間④から⑥までのうち平成8年1月1日から14年1月1日までの期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間⑥のうち、平成14年1月1日から15年4月1日までの期間及び同年9月1日から17年7月1日までの期間の標準報酬月額について、申立人は10万円が正しいと主張しているところ、申立人が提出した源泉徴収簿において当該期間の給与は10万円であったと確認できるものの、報酬月額を10万円と届け出た場合には、当時の等級表に照らし、標準報酬月額は9万8,000円になるとされており、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間⑥のうち、申立人が正しい標準報酬月額は20万円であると主張している平成15年4月1日から同年9月1日までの期間及び17年7月1日から19年1月1日までの期間については、申立人が提出した源泉徴収簿において、15年4月から同年8月までは20万円、17年7月から同年12月までは9万8,000円、18年1月から同年12月までは18万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、D社に係る平成17年及び18年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人の17年4月から6月までの報酬月額及び18年4月から6月までの報酬月額は、いずれも10万円であることが確認できる上、それぞれ17年9月及び18年9月からの標準報酬月額は9万8,000円とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間④から⑥までの期間については、商業登記簿謄本によると、申立人は、D社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「D社の社会保険関係事務や給与計算は、私が担当していた。」と証言している。

申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記3のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

A社（現在は、B社）の事業主は、申立人が昭和56年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の同社における同資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和37年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和56年4月1日から57年4月1日まで

私は、昭和56年4月1日に父親が経営するA社に入社し、現在も在職しているが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が57年4月1日と記録されているのはおかしい。同時期に入社した同僚の資格取得日は、入社月と同じ56年4月となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管していた人事記録及び同社発行の在籍証明書により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金手帳記号番号払出簿において、申立人の資格取得日が当初、昭和56年7月1日と記録されていたところ、57年6月22日付けで、56年4月1日に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社した3名の同僚についても、資格取得日が昭和56年7月1日と記録されていたものを、社会保険事務所が申立人と同日付けで訂正しているが、いずれも、オンライン記録において、訂正後の資格取得日となっていることが確認できる。

加えて、年金事務所は、資格取得日の訂正について、「訂正が行われた理由としては、当時A社の事業所調査が行われたことが考えられる。申立人を含む4名について、同社はもともと昭和56年7月1日としての届出

を行ったが、社会保険事務所から従業員の資格取得日が入社日と同日の届出を行うよう指導があり、その結果、同年4月1日に資格取得日を訂正されたと考えられる。なお、申立人の資格取得年月日相違については、社会保険事務所の事務処理の誤りによるものである。」旨を認めている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和56年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社(現在は、B社)における船員保険被保険者の資格喪失日(昭和48年1月5日)及び資格取得日(同年2月2日)の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月5日から同年2月2日まで

私は、A社に昭和43年4月に入社し、62年4月に退社した。しかし、その期間のうち、48年1月5日から同年2月2日までの期間は、船員保険及び厚生年金保険のどちらの被保険者にもなっていない。当該期間は、同社の系列会社であるC社が所有するD船に乗っていたことが船員手帳で確認できるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している船員手帳から、申立人は申立期間において、C社の所有するD船にE職として乗船していたことが確認できるが、B社が保管するA社の船員保険被保険者票から、申立人は申立期間において同社との雇用契約が継続しており、関連会社であるC社に派遣されていたものと認められる。

また、申立人の所持している船員手帳から、申立人は、昭和49年7月16日から同年8月28日まで、再度、C社が所有するD船にE職として乗船していることが確認できるところ、当該期間においてはA社において船員保険の被保険者となっている上、このほか申立期間前後において複数の関連会社の船舶に乗船しているが、いずれも同社において船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B社の人事担当者は、「他社に派遣される場合には、通常は派

遣先の事業所で船員保険に加入することになる。しかし、申立人について他社の船舶に乗船している期間であっても派遣元で加入している状況があるのであれば、派遣元で加入する取扱いがあったことも考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和47年12月及び48年2月のA社に係る船員保険被保険者名簿の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和48年1月の船員保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年1月5日から同年9月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年1月5日に、同資格の喪失日に係る記録を同年9月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月から同年7月までは600円、同年8月は1,800円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主は、申立人が昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を23年10月から24年4月までは3,600円、同年5月及び同年6月は3,500円とすることが必要である。

申立人は、昭和23年9月18日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格取得日を同年9月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月5日から23年10月1日まで
② 昭和23年10月1日から24年7月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらったが、実際は、申立期間①は同社B工場、申立期間②は、同社本社工場で、それぞれ工場長として継続して勤務し

ていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年1月5日から同年9月18日までの期間について、A社B工場で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、「申立人は、自分がA社に入社した後の22年9月ごろに、同社本社から同社B工場に工場長として赴任し、継続して勤務していた。」と供述している。

また、申立人及び複数の同僚の供述から、A社B工場において、申立人の指揮下で管理業務に従事していたとする同僚は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている。

さらに、申立人及び同僚が証言したA社B工場の従業員数と社会保険事務所の記録による被保険者数はおおむね一致しており、当時、同社B工場では、ほぼすべての従業員が、厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B工場に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA社B工場における当該期間の社会保険事務所の記録から、昭和23年1月から7月までは600円、同年8月は1,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主の連絡先も不明であり、確認することができないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ同生年月日の者が昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年7月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人に係る被保険者台帳には、上記の被保険者期間が記載され

ている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、昭和23年10月から24年4月までは3,600円、同年5月及び同年6月は3,500円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和23年9月18日から同年10月1日までの期間について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（23年9月18日に、同社B工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年10月の社会保険事務所の記録から、3,600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主の連絡先も不明であり、このほかに、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和22年8月5日から23年1月5日までの期間については、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間となっており、同社B工場のすべての厚生年金保険被保険者が、当該期間においては、同社における厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から22年5月までは150円、同年6月及び同年7月は600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から22年8月1日まで
父は、昭和19年10月から22年7月までA県のB社でC職として勤務していたが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、申立人の資格取得日欄の上段には昭和19年4月1日、下段には同年10月1日、資格喪失日欄には22年8月1日と記載されているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号欄は空欄となっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

しかし、A事務センターに照会したところ、「通常、被保険者名簿の資格取得日欄の上段には健康保険の資格取得日が、下段には厚生年金保険の資格取得日がそれぞれ記載される。」と回答している。

また、上記の被保険者名簿において、資格取得日欄の上段と下段にそれぞれ異なる日付が記載されている者が複数確認できるところ、その者の厚

生年金保険被保険者資格取得日は、下段に記載されている日付と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったものと認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人の記録から、昭和19年10月から22年5月までは150円、同年6月及び同年7月は600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和51年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月26日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和42年4月1日から平成11年9月30日まで継続して勤務していた。この間、昭和50年4月1日から51年3月26日まで同社本社において研修を受けた後、同社B工場に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

欠落期間ができるはずがないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が提出した従業員台帳等の人事記録から判断すると、申立人が申立期間に継続してA社に勤務し（昭和51年3月26日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人の被保険者資格取得日を昭和51年4月1

日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）C出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から同年6月7日まで

私の年金記録を確認したところ、昭和31年4月20日から41年8月1日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社B出張所から同社C出張所に転勤になった35年2月1日から同年6月7日までの期間の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司は、「申立期間にA社B出張所から同社C出張所に異動を命じられた者は5名ぐらいおり、その中に申立人も含まれていた。担当の業務内容により異動の時期がそれぞれ異なっていたが、当該期間、申立人は継続して勤務していた。申立人は本社採用の正社員であり厚生年金保険に加入していた。」と証言しており、複数の元同僚の証言と一致していることから、申立人は同社に継続して勤務し（同社B出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の元上司は「申立人は、私より1年ぐらい前にA社B出張所から同社C出張所に異動になった。」と証言しているところ、オンライン記録によれば、上記の元上司の同社C出張所における

資格取得日は昭和 36 年 1 月 1 日であること、及び元同僚のうち 1 名は「申立人は、私より後に、A 社 B 出張所から同社 C 出張所に異動した。」と証言しているところ、オンライン記録によれば、当該元同僚の同社 C 出張所における資格取得日は 35 年 1 月 9 日であることから判断すると、同年 2 月 1 日に異動とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 出張所における昭和 35 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年5月1日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、当該期間はA社B工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B工場に勤務していた複数の同僚は、「申立期間は、同社B工場で申立人と勤務しており、申立人と同じ業務内容だった。」と証言している上、当該同僚のうち一人は、「申立人が、同社B工場から転勤するまで、一緒に賃貸住宅に住んでいた。」と証言している。

また、上記の複数の同僚は、申立期間においてA社B工場における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社B工場に継続して勤務し（昭和36年5月1日に同社B工場から同社C事業部に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和35年9月のA社B工場における社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 7 月 8 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 4 月は 2,700 円、同年 5 月から 25 年 6 月までは 3,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 7 月 8 日まで

A 渉外労務管理事務所に勤務していた昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 7 月 8 日までの期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が一文字違いで生年月日が同日である者（B氏）が、昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 7 月 8 日に同資格を喪失している記録が確認できる。

また、オンライン記録において、当該記録は、基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の勤務内容を詳細かつ具体的に記憶している上、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人と同姓同名かつ生年月日が同一の被保険者は存在していないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 7 月 8 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿から昭和 24 年 4 月は 2,700 円、同年 5 月から 25 年 6 月までは 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月1日から同年12月1日まで

私は、平成15年8月にA社に入社し、現在も勤務しているが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年12月1日からの記録しかない。給与からは厚生年金保険料が控除されていたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社から提出された雇用契約書及び給与明細書の控えにより、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記の給与明細書から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格取得日を誤って届け出たとしていることから、事業主は平成15年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年8月1日にA社に入社し、45年12月に同社の後継会社であるB社を退職するまでの期間について、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が申立人のD試験受験に際し発行した実務期間証明書及び申立人の在籍に関する同社の回答から判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し(昭和41年11月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間前の昭和41年10月30日まで厚生年金保険の適用事業所としての記録があり、申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人の事業所であるところ、同日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41名がすべてB社の新規適用日である同年11月1日に同資格を取得していることが確認できることから、A社は申立期間において、当時の厚生年

金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和28年4月1日に、同資格の喪失日に係る記録を30年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年4月から同年7月までは8,000円、29年12月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和29年12月25日から30年1月1日まで

私は、昭和24年11月1日にB社C工場に入社し、28年4月1日付けでA社に出向となり、29年12月25日付けで出向を解かれ再びB社C工場勤務となったが、28年4月1日から同年8月1日までの期間及び29年12月25日から30年1月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。退職せずに継続して勤務していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びB社から提出された申立人の出向に係る稟議書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和28年4月1日にB社C工場からA社に異動し、30年1月1日に同社からB社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年8月及び29年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間①については8,000円、申立期間②については1万8,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年5月1日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、13年5月は11万円、同年6月から同年11月までは11万8,000円、同年12月は10万4,000円、14年1月から同年12月までは11万円、15年1月から同年3月までは11万8,000円、同年4月から16年12月までは13万4,000円、17年1月から18年12月までは12万6,000円、19年1月は11万8,000円、同年2月は12万6,000円、同年3月は11万円、同年4月は14万2,000円、同年5月は13万4,000円、同年6月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から20年3月までは11万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年4月1日から同年5月1日までの期間については、申立人は、同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月1日から20年4月1日まで
② 平成20年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所になった平成13年5月から厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、申立期間①の標準報酬月額が控除された保険料に見合う標準報酬月額より低い金額になっていることから、正しい記録に訂正してほしい。

また、給与明細書によると平成 20 年 4 月の厚生年金保険料が控除されていることから、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定して記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された源泉徴収簿（平成 13 年 5 月から同年 12 月分まで）、B市及びC市が保管する申立人に係る給与支払報告書（平成 14 年分から 20 年分まで）及び申立人が保管する給与支給明細書（平成 19 年 5 月分から 20 年 4 月分まで）において認められる報酬月額又は事業主が源泉控除していた保険料控除額から、13 年 5 月は 11 万円、同年 6 月から同年 11 月までは 11 万 8,000 円、同年 12 月は 10 万 4,000 円、14 年 1 月から同年 12 月までは 11 万円、15 年 1 月から同年 3 月までは 11 万 8,000 円、同年 4 月から 16 年 12 月までは 13 万 4,000 円、17 年 1 月から 18 年 12 月までは 12 万 6,000 円、19 年 1 月は 11 万 8,000 円、同年 2 月は 12 万 6,000 円、同年 3 月は 11 万円、同年 4 月は 14 万 2,000 円、同年 5 月は 13 万 4,000 円、同年 6 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円、同年 9 月から 20 年 3 月までは 11 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿、給与支払報告書及び給与支給明細書で認められる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が保管している給与支払明細書から、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書の保険料控除額から 11 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、事業主が平成 20 年 4 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和41年10月31日に訂正し、標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社で昭和41年10月29日まで働き、同年10月31日にB社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同年11月1日になっている。引継ぎや引っ越しで多忙のため、同年11月1日入社を希望したが、当時の人事担当者に、厚生年金保険に有利で長い目で見たらプラスになるからと説得され、同年10月31日入社を承諾した経緯がある。辞令があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している労働者名簿、申立人が保管している辞令及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に昭和41年10月31日に入社し、申立期間に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期に入社した複数の同僚は、入社日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していると供述している。

さらに、B社では、厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出はその都度行っており、当時のことははっきり分からないが、今は入社日と同日に厚生年金保険に加入させていると述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和41年11月のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明と回答としているが、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認標準報酬決定通知書に申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和41年11月1日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、昭和50年3月の厚生年金保険被保険者期間が1か月空白となっているが、45年4月1日にA社に入社し、平成14年6月30日まで継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された年金記録調査に対する回答書、履歴台帳に記録された異動履歴、C健康保険組合の加入記録及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和50年4月1日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和30年2月7日から31年2月7日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月7日に船員保険被保険資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、A社のB船における同資格の喪失日に係る記録を同年2月7日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月15日から23年12月1日まで
② 昭和26年8月21日から同年9月1日まで
③ 昭和27年3月31日から同年4月4日まで
④ 昭和28年12月7日から29年2月1日まで
⑤ 昭和30年2月7日から31年2月7日まで

船員手帳の記載と船員保険の加入期間が異なっているため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、オンライン記録によると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は昭和30年2月7日となっており、申立人に係る船員保険被保険者台帳に記載されている同社における資格喪失日も同日となっており、オンライン記録と一致している。

しかし、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和31年2月7日と記録されている。

また、上記の船員保険被保険者名簿において、ほかの被保険者の被保険者期間を確認したところ、船長及び申立人を含む25名が昭和29年2月

12日に資格を取得し、申立人を含む8名が31年2月7日に資格を喪失したとされていることが確認できる。

さらに、申立人の保管する船員手帳には、申立人のA社における雇止日は、昭和31年2月1日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和31年2月7日に船員保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿における当該期間の申立人の記録から9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人が保管する船員手帳から、申立人が当該期間に、C社所有のD船に乗り込んでいたことが認められる。

しかし、C社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人より前からD船に乗り込んでいたことが上記の船員手帳により確認できる船長及び申立人を含む96名の資格取得日が昭和23年12月1日となっており、同社では、まとめて同日に船員保険に加入させたものと考えられる。

申立期間②及び③について、申立人が保管する船員手帳から、申立人が当該期間に、E社所有のF船に乗り込んでいたことが認められる。

しかし、E社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人より前からF船に乗り込んでいたことが上記の船員手帳により確認できる船長及び申立人を含む24名の資格取得日が昭和26年9月1日となっており、同社では、まとめて同日に船員保険に加入させたものと考えられる。

また、上記の船員手帳には、F船に昭和27年4月4日に雇止と記載されており、オンライン記録の喪失日と合致していないが、船員保険被保険者名簿に記載されている同僚の所在が不明の上、船舶所有者の所在が不明で、申立期間当時の船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間④について、申立人が保管する船員手帳から、申立人が当該期間に、G社所有のD船に乗り込んでいたことが認められる。

しかし、オンライン記録から、G社は船員保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、上記の船員手帳に記載されている船長も、当該期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、業界の団体であるH社は、「G社については分からない。調査不能である。」との回答である。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁が予めその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、船舶所有者が申立てどおりの船員保険の被保険者資格の届出を行

ったこと、及び申立期間①から④までに係る船員保険料を申立人の給与から控除したことは確認できず、このほかに保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から④までに係る船員保険料を船舶所有者により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年3月15日から44年5月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が43年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年3月から同年7月までは2万6,000円、同年8月から44年4月までは3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和44年5月1日から同年5月26日までの期間について、B社の事業主は、申立人が同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月15日から44年5月1日まで
② 昭和44年5月1日から同年5月26日まで

私は、昭和43年3月15日から44年5月1日までの期間は、A社、同年5月1日から同年5月26日までの期間は、B社に勤めていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格取得日が昭和43年3月15日、資格喪失日が44年5月1日となっている申立人と姓名が1字異なり、生年月日が一致している基礎年

金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、前記の被保険者原票の被保険者番号とA社が保管している社会保険台帳の申立人の被保険者番号が同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社に係る記録は申立人のものと認められ、申立人が昭和43年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に對し行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の厚生年金保険被保険者記録から、昭和43年3月から同年7月までは2万6,000円、同年8月から44年4月までは3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格取得日が昭和44年5月1日、資格喪失日が同年5月26日となっている申立人と姓名が1字異なり、生年月日が一致している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、前記の未統合の被保険者記録の被保険者番号は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者番号と一致する。

これらを総合的に判断すると、B社に係る記録は申立人のものと認められ、申立人が昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月26日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に對し行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の厚生年金保険被保険者記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月10日から同年7月3日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に昭和36年5月26日から37年11月5日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C工場から同社D営業所に転勤した同年6月10日から同年7月3日までの記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和37年6月10日に同社C工場から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D営業所は、昭和37年7月3日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社C工場において引き続き有するべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否

かについては、事業主は不明と回答しているが、A社の人事記録に昭和37年6月10日に申立人が同社D営業所に異動した旨の記載があり、この異動日である同年6月10日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主は、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和36年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年6月10日まで

私は、昭和34年4月1日にA社に入社し、その後平成11年10月末までの間、事業所間の転勤はあったが、継続してA社に勤務していた。しかし、同社B支店から同社C支店へ転勤したころの厚生年金保険の被保険者記録の一部が欠落しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社B支店において昭和34年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、36年6月1日に同資格を喪失後、同年6月10日に同社C支店において同資格を再度取得している。

しかし、雇用保険の記録及びA社保管の人事記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の人事記録から、申立人が昭和36年6月1日にA社B支店を転出したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日にすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成13年7月1日、資格喪失日が20年2月1日とされ、被保険者記録のうち、同年1月30日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月30日から同年2月1日まで

私は、平成13年7月1日から20年1月31日までA社で勤務していた。同年2月1日付けで関連会社のB社に転籍したが、厚生年金保険の被保険者記録では同年1月30日から同年2月1日までの記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及びタイムカードにより、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳及び平成19年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったとして平成22年3月23日に厚生年金保険

被保険者資格喪失日の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 20 年 1 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成元年12月16日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月16日から2年1月4日まで

厚生年金保険被保険者記録において、平成元年12月16日から2年1月4日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、元年12月の保険料は給与から控除されている。当該期間に係る給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された諸給与支払内訳明細書の写し及びA社からの回答により、申立人が申立期間において同社の関連会社であるB社に勤務し（平成元年12月16日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の明細書の写しから、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社の元取締役は不明としているが、申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は37万1,000円、19年7月10日は40万円、同年12月10日は40万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

厚生年金保険の記録では、平成18年12月10日と19年7月10日及び同年12月10日に支給された賞与の記録が無い。しかし、賞与支払明細書によると、当該賞与は支給されており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立人から提出のあった賞与支払明細書に記載されている賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は37万1,000円、申立期間②は40万円、申立期間③は40万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いて、事業主は、賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から③までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和24年3月にA社に入社し、平成11年6月26日に役員を退任するまで、同社に継続して勤務していたが、ねんきん特別便の記載によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

昭和35年3月1日にA社本社から同社B工場に転勤になっただけであり、申立期間も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された陳述書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の詳細かつ具体的な供述内容から昭和35年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については申立人のA社B工場における昭和35年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って昭和35年4月1日とし

て届け出たため、同年3月の保険料を納付していないと回答していることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 12 年 6 月 1 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では 13 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額が 30 万円に引き下げられている。その間に給与が下がったことはないので調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、62 万円と記録されていたが、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である平成 13 年 7 月 1 日より後の同年 11 月 26 日付けで、さかのぼって 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、A 社の取締役ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間に在籍していた複数の同僚は、「申立人は総務の仕事をしていて、遡及訂正^{そきゆう}手続は社長と専務が行った。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 11 月 26 日付けで行われた訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正であったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、厚生年金保険の被保険者記録において、同社B工場で同年6月30日に資格を喪失し、同社C工場で同年7月1日に資格を取得しているため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保管する人事記録に、「昭和47年6月20日 D支店E課勤務を命ずる」と記載されていることから、昭和47年6月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和47年7月の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年1月24日に、同資格の喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月から同年7月までは3万9,000円、同年8月から同年10月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月24日から同年11月1日まで

私は、昭和40年3月23日にA社（現在は、B社）に入社し、44年12月20日に一度退職した。45年1月24日に再入社し、平成22年1月31日まで勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では、再入社した日が昭和45年11月1日となっているため、同年1月24日から同年11月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書及び申立人が所持している同健康保険組合の健康保険被保険者証から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標

準報酬月額記録、申立人のA社における昭和44年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿記録及び同社における45年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票記録から、同年1月から同年7月までは3万9,000円、同年8月から同年10月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤り、申立期間に係る保険料は納付していないと思うとしており、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年2月21日から同年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろから25年2月1日まで
② 昭和29年2月21日から同年3月1日まで

私は、昭和24年ごろ、A社の臨時社員から正社員となった。54年には永年勤続30年を表彰され、定年退職するまで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、24年ごろから25年2月1日までの期間及び29年2月21日から同年3月1日までの期間の記録が無い。申立期間当時は転勤等も無く、あくまでも一貫して同じ職場で勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和29年2月21日にA社C事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年3月1日に同社D事業所において同資格を取得しており、当該期間が被保険者期間となっていない。

しかし、B社から提出された入社台帳の記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は当該期間及びその前後の期間は、A社D事業所において、一貫してEの業務に従事していたと述べているところ、申立人が同様の業

務に従事していたとして氏名を挙げた上司及び複数の同僚は当該期間において被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の上司及び複数の同僚も、申立人と同様にA社C事業所から同社D事業所に被保険者資格が異動していることが確認できることから、これらの者の同社D事業所における資格取得日が各月の1日付けであることから、申立人の同社C事業所における資格喪失日を昭和29年3月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和29年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、A社が保管する入社台帳から判断すると、申立人が昭和24年2月1日に同社に入社し、当該期間において継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた自身よりも前に勤務していたとする複数の同僚は、申立人と同じ昭和25年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社の人事担当者は、当該期間当時の資料は保管していないとしており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年2月13日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から44年7月までは2万2,000円、同年8月から45年6月までは3万3,000円、同年7月から46年1月までは3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月1日から46年2月13日まで
私は、A社に昭和43年4月1日から46年2月12日まで継続して働いていたが、厚生年金保険被保険者記録では、被保険者期間とされていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社会保険台帳には、申立人の被保険者期間は昭和43年4月1日から46年2月12日までと記載されている。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で生年月日が1日相違している昭和43年4月1日から46年2月13日までの被保険者記録が確認できる。

さらに、A社が作成した社会保険台帳において、申立人の生年月日が上記の被保険者名簿と同日と記載されていることが確認できる上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿と同じ被保険者番号が同台帳に記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年2月13日に同資格を喪失した旨の届出を

社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和43年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から44年7月までは2万2,000円、同年8月から45年6月までは3万3,000円、同年7月から46年1月までは3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和25年2月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月6日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和24年4月1日から平成元年6月30日まで在籍出向していた期間はあるが、一貫して同社に勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）から「上記期間の厚生年金保険被保険者期間が無い。」と回答があったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在職期間証明書、退職者リスト及び役員任期一覧から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和25年2月6日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和25年5月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出に誤りがあった可能性を認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年2月から同年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和60年10月3日であると認められることから、申立期間に係る同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年3月から同年7月までは15万円、同年8月及び同年9月は18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年10月14日まで
昭和57年4月1日からA社に勤務していたが、60年10月に倒産した。この間、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたが、同年5月分の給与からは保険料が控除されず、同年6月10日に現金で徴収された。この時の同社が発行した領収書等を添付するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は昭和60年3月31日となっているが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該処理が行われたのは同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和60年10月3日）の後の同年11月13日であり、同日に、申立人を除く81名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、雇用保険の記録及び申立人の所持する給与明細書から、申立人がA社に昭和60年10月2日まで勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、昭和60年10月14日までA社に勤務していたと述べているが、同年10月3日以降の申立人の同社における勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和60年3月31日に

厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年 10 月 3 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の A 社における申立人の記録から、昭和 60 年 3 月から同年 7 月までは 15 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 18 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、54 年 2 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 4 月から同年 7 月までは 9 万 2,000 円、同年 8 月から 53 年 7 月までは 13 万 4,000 円、同年 8 月から 54 年 1 月までは 17 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで
私が A 社に入社したのは、高校卒業後の昭和 52 年 4 月 1 日である。
しかし、入社時から 54 年 2 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和 52 年 4 月 1 日に資格を取得し、54 年 2 月 1 日に資格を喪失している者の被保険者記録が確認でき、この者の年金手帳記号番号は、申立人の基礎年金番号と一致している。

また、C 企業年金基金が管理している申立人の厚生年金基金の加入員記録は、上記の被保険者原票に記載されている被保険者記録と一致する。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者原票に係る被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、54 年 2 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票により、昭和 52 年 4 月から同年 7 月までは 9 万 2,000 円、同年 8 月から 53 年 7 月までは 13 万 4,000 円、同年 8 月から 54 年 1 月までは 17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月12日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（6万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月12日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成12年4月から同年9月までは30万円、同年10月から13年2月までは32万円、同年3月から同年9月までは38万円、同年10月から14年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から14年4月1日まで
私は、平成8年3月7日から14年3月31日までA社に勤務していた。
A社に勤務していた期間のうち、平成12年4月から14年3月までの標準報酬月額が、同社を退職した後に引き下げられていることがねんきん定期便で分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した市民税・県民税課税額特別徴収額通知書（平成13年度）の写し、源泉徴収票（平成13年分）及び給与明細書（平成14年2月及び同年3月）により、申立人は、平成12年4月から同年9月までは30万円、同年10月から13年2月までは32万円、同年3月から同年9月までは38万円、同年10月から14年3月までは36万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年4月から同年9月までは30万円、同年10月から13年2月までは32万円、同年3月から同年9月までは38万円、同年10月から14年3月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（15年1月31日）の後の同年2月5日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられている上、申立人

を除く 34 名の被保険者についても、申立人と同様に標準報酬月額記録が 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 12 年 4 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 13 年 2 月までは 32 万円、同年 3 月から同年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 14 年 3 月までは 36 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 62 年 9 月まで

私は、昭和 60 年 1 月に転居した際に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の担当職員に加入手続をしていなかった転居前の期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したい旨を伝えたが、さかのぼって納付することはできないと言われたことから、加入手続をした月から保険料を納付した。申立期間の保険料については、金額は憶えていないが、送付されてきた納付書により郵便局で定期的に納付しており、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 1 月に転居した際に、国民年金の加入手続を行い、その月から申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、62 年 10 月ごろに払い出されていることが推認でき、申立人はさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、短期間のうちに同一地域において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されることも考えにくいことから、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえなかった。

また、申立人は、昭和 60 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、その月から国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる 62 年 10 月から保険料の納付が始まっていることが確認できることから、申立人の主張は、同年同月における国民年金の加入手続及び保険料の納付を記憶していることによるものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4176 (事案 1250 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、私又は夫が、夫婦二人分を集金人に納付していた。私達夫婦が保険料を納付しなかった理由が無いにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫の国民年金保険料も未納とされているなどのことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたと推認することはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人又は申立人の夫が国民年金保険料を納付しなかった理由は無いなどと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4177

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、20歳を過ぎた平成元年4月ごろ、私の父親に勧められて区役所で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当時、私は学生であり、父親から送金してもらった保険料を私が区役所で納付し、途中からは私の両親が納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月に区役所で国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、その際に交付されたとする申立人の年金手帳には、同年同月に国民年金に任意加入した記載は無く、学生について強制適用となった3年4月に国民年金に強制加入していることが記載されていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号が払い出された20歳の被保険者の資格取得日から平成3年10月以降に払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った後、国民年金保険料を現年度納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が強制加入により国民年金の被保険者となった平成3年4月からの保険料は、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張は、当該時期にお

ける国民年金の加入手続及び保険料の納付を記憶していることによるものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで

昭和61年4月ごろに、母親が私の国民年金の加入手続を自宅近くの郵便局で行ってくれた。

国民年金保険料は、母親が、自宅近くの郵便局で、毎月定期的に納付書に現金を添えて、弟の分と一緒に納付をしていた。

私は、申立期間の国民年金が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月ごろに、その母親が自宅近くの郵便局で加入手続を行ってくれたと述べているが、国民年金の加入手続は郵便局では行うことはできない。

また、申立人に払い出された番号は、現在基礎年金番号となっている厚生年金保険被保険者記号番号のみであることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月から同年9月まで

私は、平成13年5月に勤務していた会社で正社員からパート社員への異動があり、厚生年金保険の資格を喪失したため、同年10月に市役所で同年5月までさかのぼって国民年金の資格取得を行った。その際、厚生年金保険の資格を喪失した同年5月までさかのぼって国民年金保険料を納付したい旨を職員に伝え、後日、送付されてきた納付書により金融機関でまとめて保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年10月に市役所で同年5月までさかのぼって国民年金の資格取得を行った際、窓口の担当職員に申立期間の国民年金保険料を納付したい旨を伝え、後日、送付されてきた納付書により金融機関でまとめて保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、同年10月に国民年金に加入した記載は確認できるものの、同年5月までさかのぼって国民年金に加入した記載は見当たらない上、オンライン記録によると、社会保険事務所（当時）から申立人に対し、同年5月にさかのぼって国民年金の資格取得を行うよう勧奨が行われていることが確認できるが、当時、申立人がさかのぼって国民年金の加入手続を行わなかったため、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができなかったものとするのが合理的である。

また、当該期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えに

くい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年7月まで

20歳を過ぎたころ、私の母親が国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後、私が国民年金の住所変更手続、氏名変更手続及び種別変更手続等を適切に行い、申立期間後の国民年金保険料はしっかりと納付していたので、申立期間の保険料も納付していたはずであり、平成9年12月の会社退職後の期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後に各種手続を適切に行い、申立期間の国民年金保険料も納付していたはずであると主張しているが、申立人には、会社退職後の平成10年1月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無く、申立人が所持する年金手帳にも同年同月の国民年金の資格取得の記載が無いことに加え、保険料の納付に関する申立人の記憶も曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成11年8月に申立期間に係る国民年金の加入勧奨が実施されたことが確認できることから、その時点で、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人及びその母親に加入勧奨を受けた記憶がないと述べていることから、その後にも申立期間の加入手続が行われていないものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から44年3月までの国民年金保険料の還付については、誤りであったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から44年3月まで

私の母親は、私の将来のことを考えて昭和35年12月に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については、44年3月に還付されているが、当時、私はAの臨時職員であり、共済年金には加入しておらず、ほかに保険料が還付される理由も見当たらないことから、当該期間の保険料が還付したこととされ、納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の還付については、当時、Aの臨時職員であり、共済年金には加入しておらず、ほかに保険料が還付される理由も見当たらないことから、誤って還付されたものであると主張しているが、申立人の当時の勤務先を調査したところ、申立人は私学共済に加入していたことが確認でき、申立期間は重複して国民年金に加入することができない期間であったことから、当該期間の国民年金保険料が還付されたものと認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立期間の国民年金保険料が昭和44年3月に還付されていることが確認でき、当時、申立人が私学共済と国民年金に重複加入していたことにより行われた国民年金保険料の還付処理に不合理な点はなく、ほかに申立人の申立期間に係る保険料の還付が誤りであったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されたことについては、誤りであったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 57 年 3 月まで

前夫の父親が、昭和 48 年 6 月に私と前夫の入籍の手続を行った際に、私及び前夫の国民年金の加入手続を行ってくれた。

20 歳から国民年金の加入手続を行う前までの期間の国民年金保険料については、私が、納付書によりさかのぼって分割納付した。

国民年金の加入手続後は、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅近くの銀行又は郵便局で納付書により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その前夫の父親が、昭和 48 年 6 月に申立人及びその前夫の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人及びその前夫の国民年金の加入手続を行ったとするその前夫の父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人及びその前夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 1 月に連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人及びその前夫は、国民年金の加入手続を行ったと主張する 48 年 6 月から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、20 歳に到達した昭和 44 年*月から国民年金の加入手続を行ったとする 48 年 6 月の前月までの国民年金保険料については、納付書によりさかのぼって分割納付したと主張しているが、申立人は、保険料の

納付時期や納付金額についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続後は、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅近くの銀行又は郵便局で納付書により納付していたと主張しているが、加入手続を行ったと主張する昭和 48 年 6 月から 57 年 3 月までのその前夫の保険料も未納とされている。

その上、口頭意見陳述を行った結果でも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から5年3月まで

私は、平成2年12月に会社を退職し、別会社にパートタイマーとして勤務することとなったため、3年1月ごろに国民年金及び国民健康保険の加入手続を区役所の窓口で行った。

その際、区役所の窓口で、平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料をまとめて納付し、同年同月ごろに平成3年度の保険料を、4年5月ごろに平成4年度の保険料をまとめて納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年1月ごろに区役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その際、所持していた年金手帳を持参しておらず、新しい年金手帳も受け取っていないと述べるなど国民年金の加入状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、区役所の窓口で平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料をまとめて納付し、同年同月ごろに平成3年度の保険料を、平成4年5月ごろに平成4年度の保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人は、3年度及び4年度の保険料を納付した場所やまとめて納付した3回の納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成3年3月まで
私が20歳になった昭和62年*月ごろ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、母親自身が居住する住所地の町役場で、申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立期間当時、申立人については、その町に住民登録がなされていなかったことが、申立人の戸籍附票により確認できることから、その母親が同町において、申立人の国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、申立人に払い出された番号は、現在基礎年金番号となっている厚生年金保険被保険者記号番号のみであり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月から14年3月まで

私は、会社を辞めた平成13年8月ごろ、自ら区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、元夫が納付していたと思う。納付状況については、元夫に任せていたと思うので不明であるが、納付書を用いてコンビニエンスストアで納付を行ったと思う。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については、平成13年8月ごろに自ら行い、国民年金保険料については、元夫が納付していたと思うとしている。しかし、申立人は、加入手続時の記憶が曖昧であり、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする元夫からは申立期間当時の状況を聴取することができないなど、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は納付書を用いて申立期間の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付したと思うと述べているが、コンビニエンスストアで納付書を用いて保険料を納付することができるようになったのは、平成16年2月からであり、申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間において、オンライン記録では、申立人が、平成13年8月1日に厚生年金保険が適用されていた会社を辞めているにもかかわらず、必要となる第2号被保険者から第1号被保険者又は第3号被保険者への種別の変更届出を2か月を経過しても行っていないことが確認できる。申立期間は、基礎年金番号を活用して国民年金被保険者期間と厚生年金保険被保険者

期間を通じた記録管理が本格的に開始された 10 年 4 月以降の期間であり、記録管理の信頼性は高いと考えられることを踏まえると、申立期間について、申立人は、国民年金に未加入であり、納付書が発行されなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 4 月までの期間については、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 4 月まで

私は、昭和 49 年に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を支払い始めた。年金を受給する時期になり、年金手帳を紛失していることに気付いたため、平成 12 年に年金の裁定請求と同時に年金手帳の再交付を受け、その際、戸籍等の証明書も一緒に提出したことを憶えている。その際、再交付された年金手帳には、申立期間は第 3 号被保険者として記載されていたにもかかわらず、その後行政から説明もなく未納と訂正された。行政に問題があったことが原因であると思うので、第 3 号被保険者に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

第 3 号被保険者の資格要件については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 7 条に規定されており、i) 厚生年金保険等の被保険者である第 2 号被保険者の配偶者であること、ii) 主として当該第 2 号被保険者の収入により生計を維持するものであること、iii) 当該配偶者自身が第 2 号被保険者でないこと、iv) 当該配偶者自身が 20 歳以上 60 歳未満であることとされている。次に、申立人のように第 3 号被保険者が離婚した場合には、他の公的年金に加入している場合を除き第 1 号被保険者へ資格種別が変わるが、例外的に、当事者間に社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、及び当該事実関係が存在することの要件を満たした場合には、事実婚関係にあるものとして第 3 号被保険者と認める取扱いがされている。

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者記録は、当初、昭和 61 年 4 月 1 日から平成元年 5 月 20 日までの期間が第 3 号被保険者として記録されていたものが、12 年 5 月 17 日付けで、第 3 号被保険者の

資格喪失日を昭和 63 年 4 月とする訂正処理が行われたことから、未納とされたことが確認できる。

また、上記の訂正処理は、平成 12 年 3 月ごろ申立人が裁定請求を行った際に提出された戸籍謄本の記載内容から昭和 63 年 4 月 * 日に離婚していることが確認されたことによるものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間について、行政の事務手続の誤りによって、第 3 号被保険者であったものが、後になって第 1 号被保険者とされたことから、第 3 号被保険者に訂正すべきであると主張している。しかし、申立人は、昭和 63 年 4 月に離婚しており、離婚後においては、前夫と別居しており、事実婚関係にあったとは述べていないことから、申立期間において申立人は第 3 号被保険者の要件を満たしていたとは考えられないこと、及び申立人は、本来であれば、離婚日から 14 日以内に自ら市町村役場で第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を行う必要があるにもかかわらず、平成 12 年 3 月になるまで行っていなかったことを考え合わせると、当該種別の変更は事実に基づいており、種別の訂正処理は適切であったと認められ、申立期間を第 3 号被保険者期間へと訂正する合理的な理由は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正することはできない。

神奈川県国民年金 事案 4187

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月
昭和 35 年 10 月に父親が私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が自宅で集金人に納付した記憶はあるが、納付した時期や金額などの詳細を思い出せない。保険料を納付した際に受け取った領収書については、40 年以上保存していたが、数年前に処分してしまった。

私は、時期は思い出せないが、区役所へ行った際、窓口の職員に領収書と年金手帳を提示し、「全額払込済であるが、満額頂けますか。」と確認したが、書類を見た職員から、満額出ないとの回答を受けた。これに驚き、職員に説明を求めたが、「集金人が横領し不明であり、あなただけでなく、ほかにも苦情がありました。もし、不満があれば裁判でも起こしてはどうですか、費用もかかりますよ。」と言われた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付し、領収書を受け取ったと主張している。しかし、申立人が申立期間当時に居住していた市では、集金人制度が開始されたのは昭和 37 年 7 月からであること、及び申立期間当時においては、保険料を納付した場合には、国民年金手帳に保険料相当額の国民年金印紙を貼り付け、これに割印が押される仕組みが採られており、領収書が交付されるようになったのは昭和 45 年度以降であることが確認でき、申立内容は不自然である。

また、申立人が国民年金加入手続を行った時期は、国民年金手帳が発行された昭和 38 年 7 月と考えられ、この時点で、申立人が集金人に納付するこ

とができたのは、同年4月以降の現年度保険料からと考えられ、申立期間の国民年金保険料については、過年度保険料となるので、集金人に納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳は昭和38年7月に発行されていることが確認でき、申立期間について、国民年金印紙が貼られ、割印が押されたような形跡が全く見当たらないこと、及び特殊台帳では、申立期間は未納とされていることに加えて、申立人がさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付した旨を述べていないことを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間当時に居住していた区では、集金人が国民年金保険料を横領していた事実はないとしている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、母親に勧められて昭和 55 年 3 月から国民年金に任意加入し、61 年 3 月まで加入し、国民年金保険料を納付していた。その間に転居したが、その都度自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。57 年 3 月に任意加入被保険者の資格喪失の手続をした記憶は全く無く、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、任意加入被保険者の資格喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、任意加入被保険者の資格喪失日として昭和 57 年 3 月 3 日と記載されており、特殊台帳にも年金手帳と同日の資格喪失日の記載があることに加え、当該特殊台帳には、申立人に係る昭和 58 年度までの被保険者資格の得喪記録や国民年金保険料の納付状況が記載されていることから、後年になって記録が追加されたとは考え難く、昭和 57 年 3 月に申立人の被保険者資格喪失手続が行われたと考えるのが合理的である。

ちなみに、昭和 57 年 3 月ごろに申立人が居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）では、昭和 58 年度までの被保険者に係る国民年金保険料の納付状況や被保険者資格の得喪手続等の記録については、被保険者台帳に手書きで記載し、59 年度以降のものについては、オンラインによる入力とされていることが認められることから、申立人の記録も 58 年度以前の記録として昭和 57 年 3 月の資格喪失記録が被保険者台帳に記載されたものと推認できる。

また、申立人は、昭和 59 年の転居後における国民年金保険料の納付方法や

保険料額についての具体的な記憶が無いとしているが、申立期間の一部でもあるこの期間についても未加入期間で、保険料を納付することはできず、納付書が発行されることもなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から8年3月まで

他市のA店で働いていた私は、平成8年に実家のB店で働くことになった。父親が私の代わりに同年11月に市役所で転入手続を行った際、職員から国民年金に加入するよう勧められたので、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、過年度納付として国民年金保険料を2年分さかのぼって納付できる旨の説明を受けたので、過年度納付の手続を行ったと父親から聞いている。過年度納付用の納付書が送られてきたので、父親が毎月、加入手続月以降の保険料に加え、6年10月の保険料から順に1か月ずつ過年度納付してきた。加入手続月以降の保険料については、父親が母親と私の分と一緒に納付し、併せて申立期間の保険料についても納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、平成8年11月ごろに国民年金への加入手続を行い、6年10月の国民年金保険料から順に1か月分ずつ納付書により申立期間の保険料を納付してきたと主張している。確かに、申立人の国民年金加入手続時期は、転入手続が行われた8年11月ごろと推認できるものの、申立人が主張する納付方法を採用した場合、同年同月以降、6年10月の過年度保険料から毎月1か月分ずつ納付し続けることになり、このような周期で納付を続けたとすると、毎月、2年1か月前の保険料を過年度納付することとなり、10年4月に申立期間の最後の月である8年3月の保険料を納付したこととなる。

しかし、オンライン記録においては、平成9年7月に1年3か月前の8年4月の国民年金保険料の納付を開始し、10年2月に8年11月の保険料が納付されるまでの8か月分の保険料について毎月1か月分ずつを過年度納付し

ていることが確認できるにとどまっている。仮に、申立人の主張どおりに保険料の納付が行われたとすれば、オンライン記録に月ごとの納付記録が残されている9年7月から10年2月の8か月間については、9年7月には8年4月分の納付と併せて7年6月分の納付というように、毎月、記録された8年4月から同年11月までの保険料と併せ7年6月から8年1月までの保険料を2か月分ずつ過年度納付していたことになり、順次古い納付書で1か月分ずつ納付したとする申立人の主張は、実際の納付状況と矛盾し、不合理である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、複数月の保険料をまとめて過年度納付した憶えは無いとしており、申立人が主張するように18か月分の保険料を納付書により毎月1か月分ずつ過年度納付したとする場合、行政が平成9年7月から10年2月までの1か月ごとの納付状況を記録しておきながら、この期間を含む、8年11月から10年4月までの連続した18か月にわたって毎月保険料が納付された事実の記録を誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から同年8月まで

私は、平成14年4月に会社を辞め、翌月から新しい会社に就職した。就職当初の4か月については、試用期間のため、厚生年金保険に加入していないことを後で知らされた。同年9月に正社員となった後、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、金額についての記憶は無いが、郵便局か銀行などの金融機関でまとめて納付した。私は、納付当時においては、実家で生活し、収入もあったことからまとめて納付する余裕があった。

私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続は行っていないが、厚生年金保険から切り替わった時点で自動的に国民年金になるはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し厚生年金保険の被保険者ではなくなった場合には、自動的に国民年金に切り替わる仕組みであったため、自分で国民年金への切替手続を行わなかったが、国民年金保険料の納付書が送付され、当該納付書により申立期間の保険料を納付したと述べている。

しかし、申立人のように厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、国民年金の被保険者資格が第2号被保険者から第1号被保険者となった者が国民年金の種別変更を行わない場合に、本人の届出手続を要せず、国民年金保険料の納付書が発行される運用が始まったのは、平成17年度以降であることから、申立期間当時において、当該運用が行われていたとは考え難く、申立内容は不合理である。

また、申立期間当時においては、平成9年1月の基礎年金番号の実施を受けて、同番号を活用して電算化による記録管理が可能となったことに伴い、

申立人のように、第2号被保険者資格を喪失した後、第1号被保険者等への種別変更を行っていない者に対しては、「第1号・第3号被保険者資格取得勸奨」の通知が行われ、さらに再就職等により再び第2号被保険者資格を再取得した者に対しては、「未加入期間国民年金適用勸奨」の通知が行われている時期である。オンライン記録によると、申立人に対して、「第1号・第3号被保険者資格取得勸奨」が行われたのが14年7月、「未加入期間国民年金適用勸奨」の通知が行われたのが16年2月であることが確認できることに加え、申立人が申立期間当時居住していた市から同市を管轄する社会保険事務所（当時）に提出された国民年金異動報告書には、申立期間に係る国民年金の資格取得と喪失の手続が同年8月に行われていることが確認できることを踏まえると、申立期間は、同年同月まで未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない期間であったことから、申立期間当時、申立人に納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、同市の平成14年分及び15年分の給与所得等が記載された給与支払報告書及び市民税・県民税証明書には、申立人について、同じ額が社会保険料控除として記載されているが、当該金額は給与から控除された健康保険料額及び厚生年金保険料額とおおむね一致している。このことから、申立人は申立期間に係る国民年金保険料について社会保険料控除を受けていなかったものと考えられ、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4191

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年9月まで

私は、昭和55年3月に会社を辞めた翌月の、同年4月から同年9月まで、職業訓練校に通っていた。申立期間は、国民年金保険料を納付していないが、通学中はハローワークにも通い、失業保険と手当をもらっていたため、申立期間中は保険料を免除されていたと思う。

私は、申立期間が未加入で、国民年金保険料を免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、失業保険と手当をもらい、ハローワークに通っていたため、何か免除のようなものがあつたのではないかと述べているが、申立期間の国民年金の加入手続や国民年金保険料の免除の申請手続について憶えておらず、申立期間当時の国民年金の加入状況及び免除の申請の手続状況について不明である上、ハローワーク及び職業訓練校で行われた一連の手続や処理において、国民年金の加入手続や保険料の免除の申請が行われることはない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年12月1日に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、さかのぼって国民年金保険料の免除の申請は制度上できないことから、申立人が、申立期間の申請免除を行っていたとする事情がうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認める

ことはできない。

神奈川国民年金 事案 4192

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 60 年 2 月まで

私が 20 歳になる前に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたという話を、22 歳か 23 歳の時に、父親から聞いた。

私は、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、加入手続及び申立期間の保険料の納付に、直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとするその父親は、既に他界している上、申立期間当時、家計の管理をしていたその母親からも、その父親が、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたという証言は得られず、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況については不明である。

また、申立人は、その父親が昭和 53 年 4 月ごろ国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 11 月に払い出されており、申立内容と合致しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年6月まで

私は、平成3年4月に会社を退職したが、会社の人に退職後は国民年金に加入するよう勧められ、市役所の国民年金課の窓口で加入手続を行った。その後、送られてきた納付書により、同年同月から同年6月までの国民年金保険料を、毎月、金融機関の窓口で納付していた。申立期間が、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、申立人の基礎年金番号は、当初、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であるため、申立人が、国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも、厚生年金保険の資格を喪失した12年3月以降であると推認され、申立内容と一致しない上、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金への加入勧奨制度が開始された、平成10年度以降において、オンライン記録によると、平成12年5月及び21年6月に申立人に対して加入勧奨が実施され、申立人は、この勧奨を受けて、さかのぼって12年3月及び21年4月からの国民年金の加入手続を行っていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当初に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自宅に来た集金人に夫婦二人分を毎月納付し、集金人が印紙を水色の国民年金手帳に貼りつけていたが、後に市役所から来たという男性が手帳を持って行ってしまった。

私が 60 歳になったとき、厚生年金保険受給の手続を行うために社会保険事務所（当時）へ行った際、国民年金保険料が未納とされている期間があることを知ったが、私は、保険料を滞納したことは無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が当時居住していた市では、38 年 7 月から集金人制度による保険料徴収が開始されていることが確認できる上、申立人の夫の特殊台帳によると、昭和 40 年度の摘要欄に過年度納付書が発行された形跡があることから、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとする申立内容と一致しない。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、その夫も申立期間の国民年金保険料が未納となっている上、申立人及びその夫が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和 41 年 6 月から 42 年 3 月までの間と推認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年11月までの期間及び60年10月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から同年11月まで
② 昭和60年10月から61年2月まで

私は、昭和59年5月及び60年9月にそれぞれ会社を退職した際、すぐに年金手帳を持参して市役所へ行き、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、それぞれ納付書により金融機関、郵便局又は市役所で毎月納付した。保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年5月及び60年9月にそれぞれ会社を退職した際、すぐに年金手帳を持参して市役所へ行き、申立期間①及び②の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が55年4月に就職した会社で発行され、当時、申立人が市役所に持参したとする年金手帳には、それぞれの加入手続を行った記載は見当たらないことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、平成3年1月から同年4月までの期間であると推認できることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間を通じて同一地域に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和59年5月及び60年9月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、オ

ンライン記録によると、申立人が会社を退職後に国民年金の被保険者となった平成3年3月から保険料の納付が開始されていることが確認できることから、申立人の主張は同時期における国民年金の加入手続及び保険料の納付を記憶していることによるものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年5月までの期間、57年6月から61年3月までの期間及び平成2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から49年5月まで
② 昭和57年6月から61年3月まで
③ 平成2年12月

昭和45年7月に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。同年11月に結婚し、転居した後は、私が市役所で保険料を納付し、途中から銀行で納付書により納付するようになった。

昭和50年3月に再び転居してからは、口座振替により国民年金保険料を納付しており、国民年金の被保険者資格を喪失させた記憶もない。

平成2年12月に会社を退職した際には、私が、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同市役所で国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び③の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年11月に結婚し、転居した後は、市役所で国民年金保険料を納付し、途中から銀行で納付書により納付するようになったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿によると、申立人は、同年10月に国民年金の被保険者資格を喪失し、49年6月に再び被保険者資格を取得していることが確認できることから、その当時、申立期間①は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②について、申立人は、昭和50年3月に再び転居してからは、口座振替により国民年金保険料を納付しており、国民年金の被保険者資

格を喪失させた記憶も無いと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、57年6月に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月に再び被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間②は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間③について、申立人は、平成2年12月に会社を退職した際には、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期、納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間③当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、昭和63年2月に第3号被保険者となった後、平成元年5月に厚生年金保険に加入しているが、第3号被保険者資格喪失の処理が行われたのは、申立期間③後の8年4月であること、及び申立期間③直後の第1号被保険者資格喪失の記録が10年10月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間③当時は、第3号被保険者として扱われていたものと推認でき、申立人が、申立期間③当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年2月までの期間、同年4月から同年12月までの期間及び17年4月から18年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月から13年2月まで
② 平成13年4月から同年12月まで
③ 平成17年4月から18年3月まで

私は、平成14年6月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続きを行い、12年10月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得した。

その際、申立期間①及び②の国民年金保険料を、区役所の窓口で一括して納付した。

また、申立期間③の国民年金保険料については、1年前納で納付できる期日までに納付しなかったため、平成18年1月から平成18年度の保険料を前納するまでの間に区役所の窓口で一括して納付した。

申立期間①が未加入で国民年金保険料を納付していないとされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年6月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続きを行い、12年10月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった時期は、13年4月であることが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った際に、申立期間①及び②の国民年金保険料を区役所の窓口で一括して納付したと主張しているが、納付したとする金額は、仮に申立期間①及び②の保険料を一括して納付したとし

て計算した場合の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を区役所の窓口で一括して納付したと主張しているが、申立期間③は、平成 14 年 4 月に保険料の収納事務が市町村から国へ移管された後の期間であることから、保険料を区役所で納付することはできない期間である。

加えて、申立期間①、②及び③は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況下において、金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から10年3月まで

私は、平成9年1月ごろに会社を退職し、10年4月に再就職するまでの間、母親が国民年金保険料を納付してくれたはずである。保険料の納付金額及び納付時期は憶^{おぼ}えていないが、市役所又は金融機関で、母親が私と弟及び母親の3人分をまとめて納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は、平成9年1月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無く、申立人が所持している年金手帳にも、切替手続を行った形跡が無いことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成2年3月まで

私は、年金問題が起こった平成20年ごろ、友人から、「学生のころの国民年金保険料を、両親が納付してくれている場合がある。」と聞き、両親に確認したところ、自分が学生であった申立期間の保険料を、母親が納付してくれていたことを聞いた。弟が学生であった期間も、母親は弟の保険料を納付しており、弟の記録は納付済みとなっているので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和63年*月ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたと述べているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、加入手続、年金手帳、保険料額及び納付時期等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月に払い出されていることが確認でき、同年4月に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から42年3月までの期間及び48年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から42年3月まで
② 昭和48年4月から51年3月まで

私は、申立期間①について、昭和39年11月ごろ、元夫が私の国民年金の加入手続を市役所の窓口で行い、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

また、申立期間②について、以前は持っていた国民年金手帳が手元になかったため、昭和50年6月以降に、現夫と一緒に町役場に出向き、年金手帳の再交付申請と、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、48年7月の転居前の分は、元夫が納付してくれたはずであり、転居後の分は、私が自宅に来た集金人に現夫の保険料と一緒に現金で納付した。

私は、申立期間①が未加入、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和39年11月ごろ、その元夫が国民年金の加入手続を市役所の窓口で行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思うと述べているが、申立人の国民年金への加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日からみて、43年1月と推認され、申立内容と合致しない上、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されたその元夫も、申立期間①が未加入となっている。

また、申立期間②について、申立人は、昭和50年6月以降に、現夫と共に、当時居住していた町の役場で年金手帳の再交付申請と国民年金の加入手続を行ったと述べているが、その時、再交付申請を行い、交付を受けたとする国

民年金手帳で、現在も申立人が所持している年金手帳の住所欄には、当時居住していた町の住所の記載が無く、手続が行われた形跡が見受けられない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付したと述べているが、申立期間②当初に、移転した住所地では、集金人による保険料の収納は行われていなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、44 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 12 月から 51 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 49 年 12 月から 51 年 3 月まで
⑤ 昭和 51 年 7 月から 58 年 9 月まで

申立期間①、②及び③について、私が、20 歳であった昭和 36 年 4 月に、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれ、その後は、元夫及び母親が保険料を納付してくれた。時期は定かではないが、60 年ごろ、納付されているはずの申立期間①、②及び③と申立期間④及び⑤の保険料が未納とされていることを知り、そのすべての期間の保険料をさかのぼって区役所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、その父親が、国民年金の加入手続を行い、その父親及びその元夫が国民年金保険料を納付していたとし、申立期間②及び③について、その元夫及びその母親が、保険料を納付したとしているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、その後の保険料を納付したとしているその元夫及びその母親にも申立人の保険料の納付状況を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 60 年ごろ、区役所で未納とされている期間があると聞き、申立期間①から⑤までの国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、オンライン記録によると、申立人は、58 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料を 61 年 1 月に、60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を 62 年 4 月に過年度納付している上、まとめて納付したという金額は、58 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料額と一致することから、申立人が納付したとするのは、現に納付済みとなっている 58 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料であると考えられる。

さらに、申立期間は、合計 166 か月にも及び、かつ、申立人は、申立期間に 5 つの異なる市区町村に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4202

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に、それまで勤めていた A を退職後、すぐに、市役所で国民年金の加入手続を行い、退職したときに受け取った年金手帳とは別の新しい年金手帳を受け取った。その後、金融機関で納付書により国民年保険料を納付していた。61 年 4 月に市役所で、国民年金第 3 号被保険者になるための届出を行った際に、新しい方の年金手帳を返却し、職員から「これで面倒はなくなります。」と言われたことを憶えており、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月ごろ、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 4 月に払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の番号の被保険者も、同年同月ごろに国民年金第 3 号被保険者該当による入力処理が行われていることから、国民年金の加入手続時期は同年同月ごろと推認され、申立内容と合致しない。

また、申立人が現在所持している年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者になった日」は、昭和 61 年 4 月と記載されており、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険被保険者の妻であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することとなるが、申立期間の始期から払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえないことから、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、昭和 61 年 3 月まで納付し続けていたとすると、同年 4 月に新たな国民年金手帳記号番号が払い出されるのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から7年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から7年9月まで

私は、平成6年7月に会社を退職した後に転居し、区役所で国民健康保険の加入手続を行ったことを憶えている。この際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続も行ったはずである。国民年金保険料については、自宅に届いた納付書により、自宅近くの金融機関で納付したはずであり、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年7月に会社を退職した後に転居し、区役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続も行ったはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が曖昧であり、国民年金保険料についても、納付を行った金融機関及び保険料額を憶えていないなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間以外の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記録は存在するものの、申立期間についての記載は無く、申立人が申立期間について国民年金への切替手続を行ったことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

学生が国民年金の強制適用になった平成3年4月に、社会保険事務所（当時）から通知があり、学生であった私の国民年金の加入手続を、父親が区役所で行った。父親は会社を経営しており、社員の厚生年金保険の保険料もしっかり払っていたので、私の国民年金保険料を未納にしているとは考えられない。保険料については、納付場所及び納付時期は分からないが、13,300円ぐらいを父親が納付していたと母親も記憶していることから、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成3年4月に父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は12年4月に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の前後を通じて同一区内に居住し続けていた申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の父親が納付したとする国民年金保険料額は、納付済みとなっている平成12年度の金額と一致しており、申立期間当時の保険料額とは一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から平成4年5月まで

私は、昭和60年3月に会社を退職した後、区役所かその出張所のどちらかで国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書により郵便局や金融機関で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月に会社を退職した後、当時居住していた地域の区役所かその出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、申立期間後に居住した市で払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を区役所かその出張所のどちらかで行ったとしている等、加入手続時の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が払い出された被保険者の記録などから平成8年10月に払い出されていることが推認でき、その際に国民年金の被保険者資格を^{あいまい}さかのぼって取得したものであり、それ以前においては、申立期間は未加入期間であったことから、国民年金保険料は納付することができない期間であった上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 62 年*月に、母親が市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続以降、月々の国民年金保険料についても、母親が納付書により金融機関で毎月納付していたはずである。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 62 年*月に、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についてもその母親が送られてきた納付書で毎月納付していたと主張しているが、口頭意見陳述において、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親からは、具体的な加入手続や保険料納付をうかがわせる証言を得ることができず、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとの心証を得るまでには至らなかった。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号から、学生が強制加入となった後の平成 3 年 11 月ごろと推認でき、加入に際して同年 4 月にさかのぼって強制加入者として第 1 号被保険者の資格を取得していることが確認できる。これは、同年 3 月まで、国民年金の加入が任意とされていた学生について、制度改正により同年 4 月から強制加入になったことと符合し、同年 3 月以前である申立期間については、未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない期間であったことから、納付書が発行されているとは考えにくい。

さらに、オンライン記録では、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成 3 年 11 月に、同年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料

がまとめて納付されていることが確認でき、加入手続以降、毎月1か月ずつ保険料を納付したとする申立人の母親の主張と一致しない。

加えて、申立人は、申立期間の前後を通じて同一の市に居住していることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの期間、55年10月、59年10月、同年12月から60年3月までの期間、同年10月、平成6年8月から同年10月までの期間及び7年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から47年3月まで
② 昭和55年10月
③ 昭和59年10月
④ 昭和59年12月から60年3月まで
⑤ 昭和60年10月
⑥ 平成6年8月から同年10月まで
⑦ 平成7年2月から同年5月まで

私は、国民年金の加入手続について、いつどこで行ったのか憶えておらず、申立期間の国民年金保険料についても、納付した時期、方法等は憶えていないが、結婚前は自分で、結婚後は自分か妻が郵便局や銀行及びコンビニエンスストアなどで納付してきたはずである。私は、保険料を夫婦一緒に納付したはずであるにもかかわらず、私の分だけ納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつどこで誰が国民年金の加入手続を行ったのか、全く憶えていないと述べている上、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付場所に関する記憶も曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、平成3年3月18日にさかのぼって申立期間②、③、④及び⑤に係る資格得喪記録を追加する処理が行われており、14年6月28日にもさかのぼって申立期間⑥及び⑦に係る資格得喪記録を追加する処理

が行われている。このことから、加入資格記録を追加する処理が行われるまでの間、これらの申立期間は、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立期間は7回に及び、国民年金手帳記号番号も特定されている状況下で、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくいことに加え、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4221

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 62 年 1 月まで

私は、昭和 60 年 6 月に、それまで勤めていた会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失したので、市役所又は社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が、勤務先又は自宅近くの郵便局か銀行で、納付書に現金を添えて月々納付し、納付に行けない時は、母親が代わりに納付してくれた。

私は、申立期間が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 6 月に当時居住していた住所地の市役所又は社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、勤務先又は自宅近くの郵便局か銀行で国民年金保険料を納付したと述べているが、国民年金の加入手続を行った場所、その際の年金手帳の受領の有無、保険料の納付場所などについての記憶が曖昧であり、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、申立人の基礎年金番号は、当初、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であることから、申立人が、国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成 16 年 1 月以降であると考えられ、申立内容と一致しない上、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 61 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になり結婚した昭和 49 年 5 月ごろに、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当時、私たち夫婦は母親と一緒に家族 3 人で商店を営んでおり、当初は母親が店に来ていた集金人に私たち夫婦と母親の家族 3 人分を一緒に納付し、途中からは口座振替により家族 3 人分を納付していたにもかかわらず、私たち夫婦の保険料が異なる期間で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になり結婚した昭和 49 年 5 月ごろに、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立人夫婦と母親の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 61 年 10 月又は同年 11 月と推認され、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は国民年金に加入したとする時期以降、申立期間について同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年6月まで

私は、それまで勤めていた勤務先を退職し、非常勤職員になったため、平成10年4月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、初回分はその場で納付したが、その後、送られてきた納付書で定期的に納付していた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時に、区役所の担当者から「国民年金保険料の金額は、前年の給料によって決まる。」と言われ、毎月4、5万円ぐらいの保険料を納付していたと述べているが、国民年金の保険料額は、制度上、定額で定められており、申立期間当時、月額1万3,300円であることから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、勤務先を退職後の平成10年4月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人に対しては、同年12月に未適用者として加入勧奨が実施され、さらに、12年2月にも最終の加入勧奨が実施されていることが確認できることから、その時点で、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川国民年金 事案 4224

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年12月まで

私は、20歳になったとき、誰が行ったのか憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に、私か、私が不在のときは父親又は母親が国民年金保険料を納付していたはずである。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年*月ごろに、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずだと主張しているが、国民年金の加入手続について、誰が、どのように行ったのか憶^{おぼ}えていないと述べている上、その母親も、申立人の国民年金の加入手続を行っていないとしており、その父親は、既に他界しており証言が得られないため、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日からみて、国民年金の加入手続が行われたのは、昭和51年12月から52年3月までの間と推認され、申立内容と符合しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者になった日」が、昭和44年*月と記載されていることから、同年同月より国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その日付は、加入手続日に関係なく、強制加入期間の初日まで遡^{そきゅう}及することから、加入手続日及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4225 (事案 1605 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 11 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月から 52 年 12 月まで

前に行った年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断では、昭和 49 年 11 月に加入手続を行っていないということで、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできずと判断されたが、この度、結婚当初の家計簿が見付かり、同家計簿の同年 11 月のページに「年金加算掛金」の記載があり、これは、私の国民年金の付加保険料を納付したことを示す資料となるものである。また、結婚後、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことは、母親にも伝えてきたので、母親も憶えているはずだ。

私は、新たな資料の提出及び証言が得られることから、前回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻の届出を行った昭和 49 年 11 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の年金手帳及び申立期間当時居住していたとする市の資料によれば、申立人は、53 年 1 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、その時点においては、制度上、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することも保険料を納付することもできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、自身が所持する当時の家計簿に「年金加算掛金」の記載があり、この記載は国民年金の付加保険料を納付したことを示したものであり、併せて定額保険料も納付したはずであると主張してい

るが、その夫が申立期間当時在籍していた会社の企業年金基金に照会したところ、その夫が厚生年金基金の加算掛金を拠出していたことが確認できることから、「年金加算掛金」とある記載は、申立人の付加保険料を納付したことを示すものではなく、厚生年金基金の加算掛金であると考えられ、申立期間の保険料を納付したことを示す新たな資料の提出とは認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを母親も憶^{おぼ}えていると主張しているが、その母親から、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言を得ることができないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から48年2月までの期間及び51年7月から57年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から48年2月まで
② 昭和51年7月から57年8月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和46年*月に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が自らの保険料を納付していないため詳細は不明だが、私が転居するたびに、母親は私の国民年金の住所変更手続きを行い、保険料を納付していたはずであり、申立期間①及び②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親からも証言を得ることができないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和46年*月にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、57年9月6日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、その時点で申立期間①及び②は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4227

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年12月まで

私は、昭和50年3月に退職し、申立期間当時、働いていなかったため、母親が、私の国民年金保険料を納付してあげると言っていたことを憶えている。私の国民年金の加入手続は、父親が区役所で行い、母親が私の保険料を納付していたと思う。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、その母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うとしているが、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和52年1月に国民年金に任意加入したことが確認でき、仮に、申立人が主張するとおり、その母親が、申立期間のうち51年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたとすると、申立人が転居後に居住していた区で継続して保険料を納付していたことになるが、その場合、従前の国民年金手帳記号番号で保険料を納付すれば足り、52年1月に同区で改めて国民年金の加入手続を行い、新たな手帳記号番号を取得する必要は無いため、申立人の主張内容は不自然である。

さらに、申立人が国民年金の任意加入手続を行った昭和52年1月の時点において、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することはできな

い期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで
昭和 56 年 4 月ごろ、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。
その後、父親の銀行口座からの振替により、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月ごろ、その父親が、国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立期間における国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、自ら所持する年金手帳に記載された、国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に、昭和 56 年 4 月 1 日と記載されているため、同年同月より国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであると述べている。しかし、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではなく、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、61 年 3 月ごろであると推認されることに加え、申立人の年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄には、申立人の手帳記号番号を払い出した社会保険事務所（当時）を示す印が押されているが、その社会保険事務所は、58 年 1 月に開設されたことが確認でき、

申立人が申立期間の始期としている 56 年 4 月においては、開設されていなかったことから、申立内容とは一致しない。

さらに、申立人は、その父親から受け取った年金手帳は 1 冊であるとしており、申立人は、出生時から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを踏まえると、別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年12月まで

私は、会社を退職後、区役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付場所や金額は憶えていないが、自分で納付していた。国民健康保険に加入していたので、国民年金にも加入していたはずであり、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、区役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った上、申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、その理由として、国民健康保険に加入していたのであるから、国民年金にも加入していたはずであると述べている。

しかし、国民健康保険と国民年金の加入手続は別に行われており、国民健康保険の加入手続を行えば、同時に国民年金に加入させるという取扱いは行われておらず、国民健康保険の加入手続のみを行うことは可能であったことから、申立人が、申立期間当時、国民健康保険に加入していた事実のみをもって、申立人が国民年金に加入していたと推認するのは困難である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付場所や金額等について憶えていないなど記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間当時居住していた区では、申立期間の前後を通じて申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立人の所持する年金手帳にも手帳記号番号の記載が無いことを考え合わせると、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとは考え難く、申立期間については、国民年金に未加入で保険料を納付することができなかつたと

考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成元年6月まで
私の国民年金の加入手続は、20歳のころ、私の母親が行ってくれたと思う。母親から、私の国民年金保険料を納付していると聞いた記憶がある。母親は、既に亡くなっており、詳しいことは不明だが、申立期間の保険料を納付してくれていたはずであるので、もう一度、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころにその母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人自身が加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとするその母親から国民年金手帳を受け取った記憶が無いことに加え、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後に居住していた区で平成6年6月ごろに払い出されており、申立期間当時居住していた区で手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことを踏まえると、申立期間について、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年9月まで

私は、会社を退職したことにより厚生年金保険を脱退した場合には、国民年金に加入しなければならないという認識があった。申立期間についても、私又は母親が国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書を使用して金融機関で国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間について、9か月間も国民年金に加入せずに保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人又はその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしていたが、申立人及びその母親からの聴取の結果、申立期間について、申立人は加入手続を行ったか定かではないとしていることに加え、申立人の母親も申立期間に係る加入手続を行った記憶は無いとしているなど、申立人及びその母親の記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人について、申立期間の前後を通じて国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、納付書が発行されることもないため、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川県国民年金 事案 4232

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 53 年 1 月まで

私は、昭和 50 年 8 月ごろ、当時居住していた市の支所で、初めて国民年金の加入手続を行った。その際、付加保険料について聞かれ、100 円多く納付すればよいので、付加保険料も納付することとした。国民年金手帳の交付はなく、国民年金保険料及び付加保険料については、送られてきた納付書により同支所で 53 年 3 月分まで納付し、1 年分を一括納付したことにより 2 か月分ほど保険料が安くなったことを憶えている。

結婚に伴い、他県に転居することになり、加入手続を行った支所で国民年金の手続をどのように行ったらよいのか聞いたところ、今度住むところの役所に国民年金の領収書を持って行くように言われた。

昭和 52 年 10 月の結婚に伴い転居した市で、国民年金の手続を行ったのは 53 年 2 月のことであった。転居前の市で納付した国民年金の領収書を持参の上、市役所に行き、そこで初めてオレンジ色の年金手帳の交付を受けた。その年金手帳の「初めて被保険者になった日」の欄に「昭和 53 年 2 月 3 日」と記載されていたことから、転居前に国民年金の加入手続を行った日でなかったことに疑問を持ち、窓口の担当者に尋ねたが、「これでいいのです。」と言われ、他県に転居したからなのだろうと思ったことを記憶している。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 8 月ごろに申立期間当時居住していた市の支所で、初めて国民年金の加入手続を行ったが、年金手帳の交付を受けることはなく、

同支所で付加保険料を含む国民年金保険料の納付を始め、付加保険料の額は100円だったこと、及び1年分の保険料を一括納付することによって2か月分ほど保険料が安くなったことを記憶しており、同支所で発行された領収書を持参の上、結婚に伴い転居した市の市役所で国民年金の手続を行ったと述べている。

しかし、申立期間当時の付加保険料は400円であること、1年分の国民年金保険料を前納した場合の割引額は2.5パーセント程度であること、年金手帳については、国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条において、既に国民年金手帳を所持している場合などを除いて、被保険者に交付しなくてはならないとされていることなど、申立期間当時の実際の制度と大きく異なっていることから、申立内容は不自然である。

また、申立人は、転居後に転居前の市で納付していた国民年金保険料の領収書を市役所に持参して手続を行ったとしている。このような場合、転居後の市では、仮に年金手帳を持参しなくても、転居前の市から国民年金の加入履歴を引き継ぎ、継続して加入させる取扱いが行われる。

しかし、申立人に対しては、転居後の市において、新たに国民年金手帳記号番号が払い出されており、昭和53年2月3日付けで国民年金に任意加入するとともに、同年同月から付加保険料の納付を申し出ていることに加え、転居前の市において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間においては、国民年金に加入していたとは考え難く、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年9月まで

会社を退職し、次の会社に入社が決まった平成元年10月ごろ、何かの用事があり、社会保険事務所（当時）に行った。

その際に、職員から「支払っていない期間があると、後々困る。」と言われたため、後日、社会保険事務所で、納付書により、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所に行った際に、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間の保険料を納付した際にも、年金手帳を持参せず、その際に年金手帳の交付を受けていないとしている上、今までに、厚生年金保険加入期間を含め、年金手帳は1冊しか交付を受けていないと述べているなど、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、平成元年10月ごろ、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、5年4月であることが確認できるため、申立内容と一致せず、申立人は、出生時から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から60年12月まで

私が20歳になった昭和55年*月ごろ、区役所から納付書が送られてきたため、母親が、私の国民年金の加入手続を区役所の窓口で行った。

申立期間の国民年金保険料については、母親が納付書により銀行又は郵便局で毎年1年分を一括して納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年*月ごろに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、61年4月ごろであると推認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を、毎年1年分を一括して納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付場所や納付金額について憶えていない^{おぼ}としていることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年3月まで

私は、平成3年4月に就職したのを契機に、当時居住していた住所地の区役所で国民年金加入の手続を行った。その際、区役所の担当者に20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したい旨を伝え、区役所の窓口で申立期間の保険料を一括で納付した。

当時、父親から「20歳からの国民年金保険料も、さかのぼって納めなさい。」と言われ、父親が申立期間の保険料を負担してくれたことを憶えている。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に就職したのを契機に、当時居住していた住所地の区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人は学生で国民年金への加入は任意であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする同年同月の時点から元年10月までさかのぼって国民年金に加入することはできない上、申立人が現在所持する年金手帳を見ると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった時期は、3年4月であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人が現在所持する年金手帳の発行日から、平成3年6月ごろであると推認でき、この時点では、仮に申立期間が未納期間であったとしても当該期間の国民年金保険料は過年

度保険料となり、区役所で納付することはできない上、申立人は、一括して納付した金額については憶^{おぼ}えていないとしていることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 8 月に会社を退職後、市役所の市民センターで国民健康保険の加入手続を行った際、窓口の職員から国民年金の加入も義務であると言われたことから、同市民センターで国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により同市民センターの窓口で納付したはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に市役所の市民センターで国民健康保険の加入手続を行ったとき、窓口の職員から国民年金の加入も義務であると言われたことから、国民年金に加入したと主張しているが、その手続の際、申立人が持参したという年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されていないことから、申立人の主張とは一致しない。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、国民年金には加入していないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月

私は、平成12年3月に勤務先を退職し、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、お金のあるときに、私が私の母親にお金を渡し、母親が自宅に来た金融機関の職員に納付するか、郵便局で納付してくれていたが、私が金融機関の職員に納付することもあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人又はその母親が保険料を納付していたと述べているが、申立人及びその母親は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成14年9月に時効にかからない範囲の12年8月から13年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から60年7月まで

私は、昭和50年10月ごろ、家族や友人の勧めもあり、国民年金に任意加入した。現在、オレンジ色の年金手帳を所持しているが、この時発行されたものかは定かではない。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書で納付していたと思うが、保険料月額及び納付頻度までは記憶に無い。昭和58年12月8日付けで資格を喪失したことにされているが、私は、資格喪失手続きを行った記憶も無く、当時、経済的にも豊かであり、老後のために保険料を欠かさず納付していた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年12月8日に国民年金の任意加入被保険者資格の喪失^{おぼ}手続きを行った憶えも無く、経済的にも恵まれていたので、被保険者資格を喪失する理由も無いと述べているが、納付書で国民年金保険料を納めていたのではないかとしていることを除くと申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及び申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、「昭和58年12月8日」に任意加入の資格を喪失したとの記載が確認できることに加え、同市の被保険者名簿では、申立期間直前の同年10月及び同年11月の国民年金保険料について、59年5月以降に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間前から申立期間を通じて、継続的に保険料を納付していた事情がうかがえない。

さらに、前述のとおり申立人は、被保険者資格を喪失した後の昭和59年5

月以降に申立期間直前の 58 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料を過年度納付していることを踏まえると、資格喪失後の申立期間の保険料まで納付していたとは考え難いことから、申立人は、申立期間について、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月及び同年7月

私は、平成14年5月に会社を辞めた後、親に促されたこともあり、すぐに区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の担当者に社会保険事務所（当時）へ行くように促されたので、その足で社会保険事務所へ行ったことは記憶している。申立期間の国民年金保険料は納付しているはずであり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月に会社を辞めた後、自ら第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、その後国民年金保険料を納付したと述べているが、社会保険事務所へ行ったことはいかがわいなるものの、納付場所や納付金額など申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間について、オンライン記録により、申立人は平成14年8月に再就職した後、第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行っておらず、16年2月の時点においても当該手続を行っていなかったことが確認でき、申立期間は、基礎年金番号を活用して国民年金の被保険者期間と厚生年金保険の被保険者期間を通じた記録管理が本格的に開始された10年4月以降の期間であるとともに、保険料収納事務が国に一元化されるなど事務処理の電算化が一層促進された14年4月以降の期間でもあり、記録管理の信頼性は高かったと考えられることから、申立期間について、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、勤務していた事業所において作成された申立人の

平成 14 年分の所得に係る年末調整資料においても、申立期間の社会保険料控除額が計上された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4240

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 55 年 3 月まで

私の義母は、私が昭和 49 年 5 月に結婚した前後に、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当時、私たち夫婦は義母と一緒に家族 3 人で商店を営んでおり、当初は義母が店に来ていた集金人に私たち夫婦と義母の家族 3 人分を納付し、途中からは口座振替により家族 3 人分を納付していたにもかかわらず、私たち夫婦の保険料が異なる期間で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が昭和 49 年 5 月に結婚した前後に、その義母が国民年金の加入手続を行い、申立人夫婦と義母の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその義母は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 10 月に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、同年同月と推認され、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は国民年金に加入したとする時期以降、申立期間について同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4241

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び42年2月から44年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年2月から44年11月まで

私は、昭和36年ごろ、当時、よく通っていたAの近くにあった区役所か社会保険事務所（当時）の職員に勧められ、国民年金に加入した。いつ、どこで、どのぐらいの額の国民年金保険料を納付したかなどについては記憶に無いが、私が納付していたと思うので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると述べているが、国民年金の加入時期や納付方法等についての記憶は曖昧であり、申立期間①直後の納付済みとなっている3年間についても、申立人は誰がこの期間の保険料を納付したか定かではないとしているなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4242

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から平成2年3月まで

私が大学生又は大学院生の時、市役所から通知が来たので、両親が私の国民年金の加入手続を行い、平成2年4月に厚生年金保険に加入するまで、私の国民年金保険料を納付してくれた。

私は、両親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとするその両親は、加入手続の時期や場所を憶えていないなど、申立期間当時の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立人が大学生又は大学院生の時に、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得しておらず、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 49 年*月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行ない、その際に青色の国民年金手帳が交付されたと思うが、具体的な時期及び手続の詳細については憶えていない。

国民年金保険料については、市役所から送付されてきた納付書により勤務先付近の金融機関で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 49 年*月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、加入手続を行った時期及び具体的な手続等についての記憶が曖昧である上、申立人が加入当初に交付されたとする国民年金手帳の色は、申立期間当時のものと異なっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 53 年 2 月から同年 4 月までの間と推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川県国民年金 事案 4244 (事案 1785 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 43 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 43 年 5 月まで

特に、新たな資料等が見付かったわけではないが、私の国民年金の加入記録が無いこと自体、社会保険事務所(当時)の手落ちなのだから、加入記録が無いことが理由で申立てが認められないのは納得できないので、再申立てを行った。

私は、申立期間当時、間違いなく国民年金に加入し、国民年金手帳の交付を受け、国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している国民年金手帳では、申立人が昭和 43 年 6 月に国民年金に任意加入したとされていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、及び申立人が所持する手帳の検認記録欄では、同年同月から納付済みとなっており、昭和 42 年度、昭和 43 年 4 月及び同年 5 月は斜線が引かれているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、間違いなく国民年金に加入し、国民年金手帳の交付を受け、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

いことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から55年2月まで

私は、20歳になった昭和52年*月ごろに、以前勤務していた会社で受領した年金手帳を持参して区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が納付書により、郵便局及び金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年*月ごろに年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、申立人が59年7月に転居した区で62年3月に払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日から、申立人は、さかのぼって昭和52年11月に国民年金の資格を取得していることが推認でき、申立期間当時、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 20 日から 46 年 3 月 1 日まで
オンライン記録では、私は、A社で昭和 46 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっているが、同社には 45 年 7 月 20 日から勤務している。

申立期間当時は、会社の事務は私一人で行っており、社会保険の届出も行っていたはずであるので、申立期間の被保険者記録が無いのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和 46 年 3 月 1 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、申立期間に勤務していたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで
A社での厚生年金保険の加入記録が昭和 42 年 3 月 1 日から 47 年 1 月 1 日までの期間、欠落しているが、実際には、事務員として継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は申立期間を含め連番であって欠番は無く、さかのぼった訂正処理等、不自然な点はみられない。

また、A社には、賃金台帳等の関連資料が無い上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、A社の代表者の妻であり、同社の代表者及び申立人は、申立人が同社の経理及び官庁関係の申請業務に係る実務を担当していたと述べている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 31 年 4 月 29 日まで

私は、C社を退職した後の昭和 42 年ごろ、社会保険事務所（当時）に出向き脱退手当金の受給手続きを自分で行った。しかし、自分の年金記録を確認したところ、それ以前に就職したA社の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。同社に勤務していた期間は脱退手当金の手続きは行っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失している者は8名おり、そのうち7名が当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給記録が確認でき、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことも勘案すると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に、脱退手当金の支給の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和31年11月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月ごろから26年11月ごろまで
② 昭和54年7月ごろから58年1月ごろまで

私は、申立期間①については、A社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間②については、C社（現在は、D社）に勤務し、E国のF所で働いていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと主張しているが、同社の同僚を記憶しておらず、当該期間に係る同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者から聞き取りを行ったものの、申立人を記憶する者はいない。

また、申立人は、「私は、本社採用ではなく、現地採用の社員であった。」と述べているところ、A社の本社に勤務していた同僚は、「現地採用者は、正社員ではなく、社会保険に加入しないと思う。」と証言している。

さらに、B社は、「現地採用した者は、正社員ではなく、社会保険に加入させていなかった。申立人がそのケースに該当するかは不明だが、当社が保管する社員名簿に申立人の氏名は見当たらなかった。」と回答している。

加えて、当時の事業主は既に死亡しているため、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

申立期間②について、申立人が提出した写真及び申立人が挙げた複数の同僚の証言により、申立人が当該期間にE国のF所で働いていたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「申立人は、C社ではなく、下請会社の社員である。」と証言している。

さらに、申立人は、「自分は、G職としてH業務等を行った。」と述べているところ、D社は、「G職は、外部委託契約だと思われ、社会保険に加入させていないはずである。健康保険組合の名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 25 日まで
② 昭和 38 年 8 月 21 日から 39 年 4 月 9 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 6 日から 40 年 3 月 17 日まで
④ 昭和 40 年 3 月 17 日から 42 年 4 月 2 日まで
⑤ 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 7 月 17 日まで

社会保険事務所（当時）から、私がA社B事業所、C社（現在は、D社）及びE社（現在は、F社が事業承継）に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとの回答があった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の請求手続を行った旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかずに脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、脱退手当金支給に係る最終事業所となるE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社における被保険者資格を喪失した約4年6か月後の昭和49年1月25日に、氏名を旧姓から新姓へ変更され、さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿において、同年3月25日に、申立人の記号番号を当初勤務したA社において払い出された記号番号とする重複取消処理が行われていることが確認できることから、申立人の脱退手当金が同年2月12日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請

求に併せてこれらの処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 31 日から 15 年 2 月 25 日まで
私は、昭和 58 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同社が破産後も残務整理等で平成 15 年 2 月 25 日まで勤務していたが、13 年 12 月 31 日以降の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は既に解散しており、元事業主も既に死亡している上、同社の破産管財人は「当該事業所の届出及び保険料控除に係る資料は一切残っていない。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B 事業団から提出された未払賃金の立替払請求書・証明書により、申立人は破産管財人を通じ、同事業団へ未払賃金の立替払請求の手続きを行い、同事業団から申立人に対し、平成 14 年 9 月支給分から 15 年 2 月支給分までの未払賃金の立替払がなされたことが確認できる。

さらに、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 2 日から 46 年 3 月 21 日まで
② 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 3 月 30 日まで

社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、申立期間①及び②については、昭和 49 年 11 月 6 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

私は、A社が倒産したために離職となったが、最後の数箇月は給与の支払も無かったし、当時脱退手当金の制度についての知識も無かった。

脱退手当金の受給については全く身に覚えが無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 12 月 10 日から 11 年 5 月 1 日まで
② 平成 11 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 平成 11 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①及び④について、A社に勤務していたのに、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間②に勤務していたB社及び申立期間③に勤務していたC社において厚生年金保険の被保険者となっていない。これらの期間について調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び④について、A社が保管する人事記録から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、短期間で退職する者がいるので、一定期間様子をみてから厚生年金保険に加入させていたとしており、申立人について、申立期間①及び④においては、申立てどおりの届出を行っていないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は、平成 12 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の妻は、申立期間④のうち、平成 12 年 9 月及び 10 月の国民年金保険料を納付し、申立人がA社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年 11 月からは、国民年金の第 3 号被保険者となっている。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと主張しているが、

同社における雇用保険の加入記録が無い上、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、B社の当時の事業主から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する回答が無い上、ほかの4名の役員は、同社の厚生年金保険の被保険者となっていないため、証言を得ることができない。

さらに、当該期間にB社において事務を担当していた同僚は、「当時、B社には運転手が10名ほどいた。」と述べているが、同社における厚生年金保険の被保険者は、オンライン記録では、事業主を含め3名であることが確認できることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと主張しているが、同社における雇用保険の加入記録が無い上、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態について聴取することができない。

また、申立人が勤務していたとするC社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人がC社を退職後に勤務したA社の保管する申立人の人事記録の職歴欄には、C社に勤務していた旨の記載が無い。

このほか、申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 6 日から 43 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、申立期間について、昭和 48 年 8 月 10 日に脱退手当金が支給されていることを知った。
当時、脱退手当金の制度について知識も無かったし、受け取ってもいないので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から2年4月1日まで

私は、B学校卒業直後の平成元年4月1日から約1年間、A社でC職の正職員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に係る記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立期間当時、A社に勤務していたC職の同僚及びD職の同僚に照会したところ、申立期間当時に厚生年金保険料の控除があったとする回答はなかった。

さらに、昭和56年から平成19年までA社に正職員として勤務していたとする同僚は、「A社に勤務する前から国民年金に任意加入していたが、同社に勤務してからも引き続き国民年金に加入していた。」と証言しており、昭和63年6月から勤務したとする同僚は、「私は、63年から現在まで国民年金に加入している。また、申立期間当時の事業主は父であったが、父も60歳までは国民年金に加入していた。」と証言している。

加えて、申立人が記憶していたほかの同僚も申立期間において国民年金に加入していることが確認できる上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 9 年 5 月に A 社に入社し、その後、同社 B 事業所に異動となったが、再び、元の A 社に異動となった。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では申立期間の記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された名簿により、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は「申立人は申立期間において、非常勤の C 職であり、週 1 日勤務であったことから、厚生年金保険の加入資格要件に該当しないため、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の手続はしなかった。」と回答している。

また、A 社から提出された申立人に係る報酬支給明細書によると、申立期間における給与からは社会保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月ごろから25年1月ごろまで
オンライン記録では、A事務所で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私はB社で勤務していた時に、知人から同社よりもA事務所の方が賃金が良いと紹介され、昭和24年7月ごろから半年間ほど同事務所のD職として働いていた。一緒に働いていた同僚の名前は覚えておらず、当時の給料明細書も無いが、申立期間に同事務所で働いていたことには間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A事務所にD職として勤務していたと述べている。

しかし、申立期間当時、E業務を行っていたA事務所における申立人の在籍記録を同事務所の事務を引き継いだC事務所に問い合わせたが、同事務所では申立人の申立期間に係る雇用記録を確認することはできないと回答している上、申立人はA事務所のD職として一緒に働いた同僚の名前を覚えおらず、申立人の同事務所における勤務実態について確認できない。

また、事務センターが保管するA事務所に係る被保険者カードに申立人の被保険者カードは無く、申立人の同事務所における厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、65 歳の年金をもらう時に A 社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が、脱退手当金として支給済みになっていることを初めて知った。その後もねんきん特別便を見て社会保険事務所（当時）に確認しても同じ回答であった。私は、当時は脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性 21 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 37 年 4 月の前後 2 年以内に資格を喪失した者 8 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 4 名が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち 1 名は、事業所が代行して請求手続をしていたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 2 か月後の昭和 37 年 6 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 15 日から 23 年 3 月 15 日まで
社会保険事務所（当時）から、私がA社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとの回答があった。脱退手当金を受給した記憶は無いことから、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退手当金」の印が確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和23年8月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金が支給決定された昭和23年8月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 39 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。同社には 37 年 6 月から 40 年 2 月まで継続して勤務しており、給与で学費を支払っていたため、2 か月であっても途中で辞めることはなかったと思う。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 6 月から 40 年 2 月まで、A社において、途中で退職することなく継続して勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録において、昭和 38 年から 45 年までの期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同資格を再度取得していることが確認できる元社員 5 人のうち、連絡の取れた 3 人は、申立人を記憶していたが、申立人の勤務期間までは不明と供述し、申立期間中である 39 年 10 月 10 日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している別の元社員は、「私が同社に入社したのは同年 7 月からであり、申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人が申立期間において勤務していたかまでは不明である。」と述べている。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を再取得している上記の元社員 3 人は、「同社を一度退職した後、再度入社しているため、自身の厚生年金保険被保険者記録は間違いはないと思う。」と述べている。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、

同年 11 月 1 日に同社において再び同資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、A社は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保管していないとしているため、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月ごろから同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 8 月ごろから 57 年 4 月 1 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録によると、43 年 8 月ごろから同年 10 月 1 日までの記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載は無い。

また、申立人が A 社の同僚として名を挙げた 1 名は、「A 社には試用期間があり、申立期間はおそらく、試用期間であったと思う。」と証言しており、同時期に勤務していた別の同僚は、「私は、昭和 37 年 3 月ごろ入社したが、厚生年金保険の資格取得日は、同年 8 月 31 日となっており、勤務していた期間と異なる。」と証言している。

さらに、A 社は昭和 57 年 5 月 1 日に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで
② 昭和 34 年 1 月 1 日から 39 年 5 月 21 日まで

私は、60 歳の時に年金請求のため社会保険事務所（当時）へ行ったところ、A 社及び B 社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録は見付からず、65 歳の時にも記録が出てこないため、平成 19 年に詳しく調べてもらったところ、脱退手当金として支給されていたことを初めて知った。当時は脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年定期保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性 28 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 39 年 5 月の前後 2 年以内に資格を喪失した者 19 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 10 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同僚の一人は、「友達からもらった方が得だと聞いており、事業所が従業員に代わって請求を行っていた。あのころ退社したほとんどの者が脱退手当金を受領したと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 4 か月後の昭和 39 年 9 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえ

ない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 20 日から 49 年 9 月 26 日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。申立期間はA社に勤務し、B業務をしていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「当時の関係者は死亡しており、確認する資料も無いため、申立人の在職を含め、厚生年金保険の被保険者資格の届出及び保険料控除については不明である。当時は、臨時採用及びアルバイトの従業員も働いており、社員として採用した者についても、6か月間の試用期間があった。厚生年金保険には、正社員として採用した後に加入していた。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「自分は正社員となった後、家庭の事情でしばらく厚生年金保険には加入しなかった。ほかにもすぐに加入しなかった者もいたようだ。」と証言していることから、同社では、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 11 日から 41 年 4 月 1 日まで
私は、A社を退職後に自分で請求手続をして脱退手当金を受給したと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録では、その後に勤務したB社の期間を含めて支給された記録になっている。同社に勤務していた期間について支給された記録になっているのは納得できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立人が受給を認めているA社の被保険者期間と申立期間であるB社での被保険者期間は、オンライン記録によると合算して計算されており、申立人がB社での被保険者資格を喪失した約1年半後の昭和42年9月19日に脱退手当金が支給決定されたこととなっていることが確認できる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、同社を含む合算された期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が受給を認めているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険記号番号とB社における厚生年金保険記号番号は同一の番号であることが確認でき、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当を受給していたことをうかがえる事情も無いことを踏まえると、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給して

いないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 23 日から 30 年 5 月ごろまで
私は、昭和 28 年 12 月 23 日から 30 年 5 月ごろまで A 社 B 事業所で働いていたが、その間の厚生年金保険の加入記録がすべて無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が述べている業務内容と同僚が証言している業務内容が一致している上、申立人が記憶している同僚の名前が A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、勤務期間は特定できないものの申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に勤務していた同僚 12 名に照会した結果、複数の同僚が、当該事業所には試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったと回答しているところ、申立人よりも先に入社していたとする同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が就職したとする日の後であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、健康保険被保険者証や厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶が無いと述べている上、申立期間について、給与明細書や源泉徴収票などの保険料控除を確認できる資料を保管していない。

さらに、A 社人事部は申立人の当該事業所における勤務経歴については、調査したが資料を発見できず、不明であると回答しており、C 健康保険組合も加入記録は無いと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 1 日まで
② 昭和 33 年 12 月 31 日から 35 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務していたが、勤務していた期間のうち、31 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 1 日までの期間及び同年 12 月 31 日から 35 年 4 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間になっていない。

また、昭和 35 年 4 月 11 日から 36 年 9 月 20 日まで B 事業所に勤務していたが、勤務していた期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間になっていない。

A 事業所及び B 事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真から、申立人が申立期間において、A 事業所及び B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の A 事業所の業務を引き継ぐ C 事業所及び B 事業所の業務を引き継ぐ D 事業所は、「申立人は、非常勤職員であったと思われる。しかし、雇用台帳等の保存期限が経過し、現存していないため、申立人が申立期間において勤務していたかどうかについては、不明である。また、厚生年金保険の取扱いについても不明である。」と回答している。

また、申立人が同僚として氏名を挙げた者のうち、複数の者は申立期間において A 事業所及び B 事業所における厚生年金保険の被保険者となっていない上、被保険者記録が確認できる者も、その者が勤務していたとされ

る期間よりも厚生年金保険の被保険者期間の方が短いことが確認できる。

さらに、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録はオンライン記録と一致しており、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年4月1日まで

私は、昭和44年12月から51年4月30日まで、A社において、朝の9時から12時まで、パートタイム労働者として、継続して勤務していたにもかかわらず、44年12月から50年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所有するA社の表彰状から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の総務課長は、「現在は週30時間以上のパートタイム労働者であれば、社会保険に加入させているが、申立人のように、1日3時間で週6日のようなパートタイム労働者を社会保険に加入させていたかは分からない。」と回答している。

また、A社は、「申立期間当時は、正社員以外の雇用形態である従業員に関しては、入社と同時に手続を行っていなかった。」と回答しており、同社における複数のパートタイム労働者が記憶している勤務期間とオンライン記録における被保険者期間とは相違があることが確認できることから、申立人についても同じ取扱いがあったことが推認できる。

さらに、申立人と同じ業務を行い、勤務実態が同じであった同僚は、「いつかは分からないが、A社の事務担当者から、厚生年金保険に入ったほうがいいと言われ加入した。」と証言しており、オンライン記録では、当該同僚が申立人と同じ昭和50年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社における厚生年金保険への加入状況をみると、昭和49年4月1日には10名、申立人が厚生年金保険に加入している50年4月1日には111名、51年4月1日には1名となっており、50年4月1日にまとめて厚生年金保険に加入させていることがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3801 (事案 1648 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 29 日から 39 年 4 月 1 日まで

私は、社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所及びB社に勤務していた期間については「脱退手当金を支払済みである。」との回答を受けた。しかし、手続をしたことも脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申立てをしたが、認められなかった。

今回、B社で同じフロアで勤務していた同僚がいることを知ったので、第三者委員会で同僚に話を聞いて再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給済みである旨の「脱退手当金」の表示があることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているA事業所の被保険者期間及びB社の被保険者期間を基礎として計算されている申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から6か月後の昭和39年9月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年8月1日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月3日付けで年金記録

の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たにB社の脱退手当金の取扱い等について証言できる同僚を挙げたが、その同僚に申立期間当時の状況について聴取したものの、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな証言は得られず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 5 日から 40 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。申立期間はA社に勤務し、B業務をしていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたとしているが、同社が保管する厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の同社における資格取得日は昭和 40 年 2 月 1 日と記載されている。

また、雇用保険の記録では、申立人のA社における被保険者の資格取得日は昭和 40 年 2 月 1 日となっており、オンライン記録と一致する上、複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、複数の同僚は、「私の周辺の社員の中に、給与の手取額を多く確保するために、厚生年金保険に加入しない者もいた。」旨の供述をしている上、A社の事業主も、「社員の中には、給与の現金収入を減らさないために、厚生年金保険に加入しない者もいた。」と回答している。

加えて、複数の同僚は、「A社では正社員以外の者も複数勤務していた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月ごろから 43 年 2 月ごろまで
私は、昭和 39 年 2 月ごろから 43 年 2 月ごろまで A 社 B 支店 C 営業所に勤務していた。しかし、その期間のすべてについて厚生年金保険の加入記録が無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 2 月ごろから 43 年 2 月ごろまで A 社 B 支店 C 営業所に勤務していたとしているところ、当時の上司及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、「正社員は社会保険に加入していたが、季節的雇用者や日雇の場合は、未加入であり、雇用形態により、取扱いが異なっていた。」旨の回答をしている。

また、元上司は、「申立人は、日雇の臨時社員扱いで、社会保険には加入していない。日雇でも正社員になるには 3 年ぐらいの実務経験が求められ、さらに、社内の試験に合格することが条件であったので、その間、国民年金に加入することになっていた。」と述べており、この上司は、入社して数年して社内試験に合格し、厚生年金保険に加入したとしている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、A 社における厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

加えて、A 社 B 支店 C 営業所を管轄する同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人が被保険者であったとする記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月1日から40年7月1日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金の支給済みとの回答をもらった。しかし、脱退手当金の手続を行った覚えは無いので、申立期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、月数に間違いは無い上、支給額も法定支給額と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 51 年 12 月 26 日まで
私は、昭和 47 年 4 月ごろに A 社に入社し、51 年 12 月ごろまで B 業務をしていた。厚生年金保険の記録では、当該期間は被保険者となっていないとのことだが、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社は、昭和 60 年 4 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社の現在の事業主は、「私が入社した昭和 52 年 4 月には厚生年金保険には加入しておらず、60 年になって会社と組合の交渉により加入することになった。よって、申立期間は厚生年金保険には加入していないので、申立人の給与から保険料を控除していたとは考え難い。」と証言している。

さらに、A 社の新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうち、同日前から同社に勤務していたとする複数の同僚は、厚生年金保険に加入する前は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における保険料控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 31 日から 60 年 5 月 2 日まで
私は、A社に昭和 58 年 10 月 15 日から 60 年 5 月 2 日まで勤務していたが、59 年 12 月 31 日から 60 年 5 月 2 日までの厚生年金保険の記録が欠落しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する雇用保険受給資格者証から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む7名が昭和 59 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。そのうちの同僚1名は、同社を退職するころは給与の遅配があったとし、「給与明細書はもらえなかったが、給与の全額は支給されなかったため、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 5 月 6 日まで
私の A 社での厚生年金保険の被保険者記録は昭和 61 年 5 月 6 日から 62 年 8 月 1 日までとなっている。

しかし、昭和 61 年 4 月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されており、同年 4 月 1 日から勤務していたはずである。給与明細書を提出するので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日から勤務していたことを確認できない。

また、申立人から提出された昭和 61 年 4 月分及び同年 5 月分であるとしているものも含め 62 年 7 月分までの給与明細書について事業主に照会したところ、当時入社希望者に対し、面接時に入社後支給されるべき給与を試算し給与明細書用紙に氏名、金額等を記載して手渡していたが、何月分であるかは記載していなかったはずであり、申立人が 61 年 4 月分、同年 5 月分と主張する給与明細書については、記載内容等からすると、当時面接時に入社後の給与を時間外手当がある場合と、無い場合について試算して申立人に渡したものと思われ、「昭和 61 年 4 月分」「昭和 61 年 5 月分」と記載されている部分については何らかの事情でその後加筆されたものではないかと回答している。

さらに、事業主は、A 社に現在在籍している複数の者について、面接時に給与を試算したとする同形式の給与明細書の控えを履歴書に貼付^{ちょうふ}して保管していることが確認できる。

加えて、事業主は、申立人の給与体系は日給制、給与支払方法は 25 日締め当月末日払い、休日出勤（公休日は日曜日、祝日）の場合は休日出勤手当支給、保険料は翌月控除としているところ、申立人が昭和 61 年 4 月分としている給与明細書には、給与計算の対象期間欄が未記入で、労働日数 25 日と記載されているため、同年 4 月 1 日から給与締め日の 25 日まで休まず勤務したこととなるが、申立人は公休日を 1 日も休まずに出勤した月は無旨述べている上、当該明細書には休日出勤手当の記載も無いことから、記載内容は不自然であり、厚生年金保険料は記載されているものの、この給与明細書により厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び雇用保険の加入記録でも、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 61 年 5 月 6 日となっており、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と同じであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月ごろから25年1月1日まで
② 昭和26年4月1日から27年4月1日まで
③ 昭和27年12月1日から29年12月1日まで

申立期間①は、私は、D商品を製造していたA社に勤務していた。
申立期間②は、E商品及びF商品を製造していたB社に勤務していた。
申立期間③は、G商品を製造していたC社に勤務していた。
これら申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない上、当該期間に被保険者であった複数の元従業員に照会したものの、申立人が、A社に勤務していたことを確認できる具体的な証言等を得ることはできなかった。

また、申立人は、当時の従業員数について、50名程度だったと供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に被保険者だった者は2名から6名であり、事業主は、当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立期間①において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない上、

当該期間に被保険者であった複数の元従業員に照会したものの、申立人が、B社に勤務していたことを確認できる具体的な証言等を得ることはできなかった。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない上、当該期間に被保険者であった複数の元従業員に照会したものの、申立人が、C社に勤務していたことを確認できる具体的な証言等を得ることはできなかった。

また、C社は、当時の人事記録及び給与関係書類を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間③において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 28 日から 57 年 8 月 20 日まで
私は、昭和 56 年 9 月 28 日から 57 年 8 月 20 日まで A 社に勤務していたが、オンライン記録によると、この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。1 年ほどの期間だったが、正社員として、B 職の仕事をしていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 57 年 9 月 11 日であり、それ以前は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となる前から同社に勤務していたとする複数の者は、「会社が厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言しており、そのうちの 1 名は、「給与明細書を保管しているが、厚生年金保険料は控除されていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から48年1月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社において昭和47年7月1日に資格を喪失し、48年1月1日に再度資格を取得したこととなっているが、50年9月末まで継続して勤務していたので欠落が生じるはずがない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人を除く4名の同僚についても、申立人と同様に被保険者期間の欠落が確認できるところ、同僚の一人は、「これらのうち2名が申立人と同様、当該期間にB国の現地法人に出向していた。」と証言している。

また、これら被保険者期間の欠落が確認できるA社の同僚4名は、死亡又は連絡先が不明であり、申立期間に係る証言を得ることができない。

さらに、申立人が挙げた同僚は申立期間を含めて被保険者期間が継続しているものの、当該同僚によると、「私は、主に国内事務所に勤務しており、B国に出向したことは無い。」としていることから、A社の事業主は、B国に出向させた複数の従業員については、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から同年 10 月まで

私は、昭和 52 年 3 月から同年 10 月まで A 社（現在は、B 社）でパートタイマーとして勤務していた。厚生年金保険の記録によると、同社に勤務していた期間の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月 1 日から同年 10 月 11 日までの期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は短時間勤務であった旨の供述をしているところ、B 社は、「パートタイマーも雇用保険に加入させていたが、申立人は、短時間勤務のため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立人が自身と同じ勤務形態であったとする同僚についても、申立期間においては A 社の厚生年金保険被保険者としての記録が無いことが確認でき、これらのことから、申立人は、厚生年金保険に加入しない雇用形態であったと考えられる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は無く、申立期間の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年9月1日まで

私は、17歳になった時にAの施設でB作業を習い、18歳になった昭和24年から25年8月末までC事務所でB作業の仕事をしていたが、その間の厚生年金被保険者の記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚が、申立期間においてC事業所に勤務していたことが確認できる上、申立人は、勤務中に立ち寄っていた事業所に同郷の友人が勤務していたと述べているところ、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳から、その友人が当該事業所における被保険者であることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D防衛事務所が保管している駐留軍従業員登録票には、申立人の採用年月日が昭和25年9月1日と記載されており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証及びオンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

また、厚生年金保険記号番号払出簿及びC事業所を管轄するE労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間内に申立人の氏名は確認できない。

さらに、上記の同僚は既に死亡しており、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 25 日から 38 年 2 月 9 日まで
ねんきん特別便の厚生年金保険加入記録によると、A社（現在は、B社）で勤務していた昭和 37 年 5 月 25 日から 38 年 2 月 9 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同時期に臨時補充員として同じ部署に勤務していたとする複数の者は、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、上記の複数の者に照会したものの、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたとする供述は得られなかった。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 9 月 1 日である上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、B社では、賃金台帳及び当時の臨時補充員の厚生年金保険の取扱いに係る資料を保管しておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月12日から4年9月30日まで
② 平成7年5月24日から同年9月7日まで
③ 平成7年10月2日から9年6月30日まで
④ 平成10年11月4日から14年4月30日まで

平成3年11月12日から4年9月30日までの期間及び7年5月24日から同年9月7日までの期間はA社（現在は、B社）、同年10月2日から9年6月30日までの期間はC社及び10年11月4日から14年4月30日までの期間はD社に在籍し、各社からの派遣先で勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の記憶及びB社から提出された勤務記録から、申立人が当該期間にA社から派遣されてE社（現在は、F社）に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「A社に入社後、6か月間は正社員ではなかった。病気がちのため健康保険被保険者証が必要で、国民健康保険の加入手続きをした記憶がある。」と述べている。

また、当該期間におけるA社のオンライン記録では、申立人の氏名が無い上、申立人が同社の社員及び派遣先の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

さらに、B社から、「当時の厚生年金保険に係る資料は、保存期限を過ぎているため現存していない。」と回答を得ている上、F社から「勤務実態及び社会保険の加入が確認できる資料は無い。」との回答を得ている。

加えて、当該期間において、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料を所持していない。

申立期間②について、申立人の記憶及びB社から提出された勤務記録から、申立人が当該期間に同社から派遣されて派遣先事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「病気がちのため健康保険被保険者証が必要で、国民健康保険の加入手続をした記憶がある。」と述べている。

また、当該期間における同社のオンライン記録では、申立人の氏名が無い上、申立人が同社の社員及び派遣先の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、B社から、「当時の厚生年金保険に係る資料は保存期限を過ぎているため現存していない。」との回答を得ている。

加えて、当該期間において、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料を保管していない。

申立期間③について、申立人の記憶から、申立人が当該期間においてC社から派遣されて派遣先事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「C社に入社後、3か月間は正社員ではなかった。」と述べている。

また、当該期間におけるC社のオンライン記録では、申立人の氏名が無い上、申立人が同社の社員及び派遣先の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、C社から、「当時の厚生年金保険の資格の得喪に係る資料は保存期限を過ぎているため現存していない。」との回答を得ている上、派遣先のG社から「勤務実態及び社会保険の加入が確認できる資料は無い。」との回答を得ている。

加えて、当該期間において、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料を所持していない。

申立期間④について、申立人の記憶及びD社が保管している賃金台帳、出勤簿から、当該期間において同社から派遣されて派遣先事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、前記の賃金台帳によると、申立人に係る給与から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「病気がちのため健康保険被保険者証が必要で、国民健康保険の加入手続をした記憶がある。」と述べている。

さらに、当該期間におけるD社のオンライン記録では、申立人の氏名が無い上、申立人が同社の社員及び派遣先の同僚の氏名を記憶していないこ

とから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、当該期間において、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 10 月 31 日から 25 年 2 月 1 日まで
夫は、昭和 24 年 3 月から 39 年 2 月まで同じ系列の会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録をみると、24 年 10 月 31 日から 25 年 2 月 1 日までの記録が欠落している。申立期間当時、勤めていた会社は A 社から B 社に変わったが、両社は関係会社で勤務は継続しており、途中の年金記録が欠落することは考えられない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、A 社と B 社は関係会社であり、申立人が申立期間も継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、複数の同僚に聴取したものの、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録において、申立人と同様に A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、B 社において同資格を取得している者が 2 名確認できるが、これらの者も、申立人と同様に、A 社での同資格を喪失後、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年 2 月 1 日に同資格を取得するまでの期間は被保険者記録が欠落していることが確認できる上、これらの者は連絡先が不明であることから、A 社から B 社への転勤であったか否かの供述を得ることができない。

さらに、B 社は、上述のとおり、申立期間は適用事業所となっていない上、昭和 25 年 4 月から同社に勤務した同僚は、「B 社には試用期間があ

り、その間は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録により、この同僚が同年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 39 年 1 月まで

私は、昭和 37 年 6 月から 39 年 1 月ごろまで A 社に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

同時に B 社を退職し、A 社に転職した同僚 2 人の厚生年金保険の被保険者記録があるのに私の記録が無いのはおかしいので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の作業内容等の詳細な記憶は、申立人と一緒に B 社を退職し、A 社に入社したとする同僚の証言と一致していることから、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚は、「私や申立人を含む 3 人は、正社員ではなくパートタイマーとして A 社へ入社し、社会保険には加入していなかった。」と証言しており、申立人はこれらの者には厚生年金保険の被保険者記録がある旨を述べているが、いずれも A 社における厚生年金保険被保険者となっていない。

また、A 社は、「当時の人事記録等の資料は無いことから、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたかは不明。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料も無い。

さらに、申立期間において、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月26日から同年6月1日まで
② 平成2年12月10日から3年1月1日まで

私のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和37年5月26日となっている。私は同社には同年5月26日以降は出勤していないが、同年5月31日まで年次有給休暇を取り、同日に退職する旨を伝えたと記憶している。したがって、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

また、私のC社（現在は、D社）に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成2年12月10日となっている。私は満60歳で定年退職となったが、同年12月末ごろまで勤務していたと記憶しており、同年12月の給与支給明細書でも厚生年金保険料が控除されている。したがって、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を3年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社において昭和37年5月26日から同年5月31日まで年次有給休暇を取得し同年5月31日付けで退職したので、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年6月1日であると主張しているが、B社から提出された申立人の人事記録では、申立人が同年5月25日に退職したことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和37年5月分の給与明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できるが、B社は、保険料を翌月控除としていると回答していることから、当該給与明細書において控除が確認できる厚生年金保険料は、同年4月の保険料であると認められる。

さらに、申立人は、「A社を退職後の昭和 37 年 6 月に通帳から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。」と述べているが、その事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社では 60 歳が定年であったが、同社には平成 2 年 12 月末ごろまで勤務していたので、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は 3 年 1 月 1 日であると主張しているが、D社から提出された人事記録では、申立人が 2 年*月*日に定年退職したことが確認できる。

また、申立人が所持する平成 2 年 12 月分の給与支給明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できるが、D社は、保険料を翌月控除していると回答していることから、当該給与明細書において控除が確認できる厚生年金保険料は、同年 11 月の保険料であると認められる。

さらに、D社は「定年退職日は、60 歳の誕生日であり、その翌日を資格喪失日とする手続を行っていた。」と回答しているところ、申立人を含め、多数の者が 60 歳の誕生日の翌日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から34年4月1日まで

私は、昭和32年4月から34年3月までA社に勤務し、B業務をしてきた。この間、厚生年金保険に加入していた記憶があるが、厚生年金保険の記録では、被保険者期間が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に正社員として勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、同社は、正社員及び臨時社員の勤務記録を保管しているものの、申立人が勤務した記録は確認できないと回答している。

また、申立人は、職場の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から証言を得ることができず、給与明細書等の資料も所持していないため、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月3日から同年9月4日まで

私のA社に係る船員保険の被保険者記録は、昭和63年1月31日から平成元年7月3日までの期間と同年9月4日から同年10月27日までの期間となっており、同年7月3日から同年9月4日までが船員保険の被保険者となっていない。しかし、当該期間についても、給与は振り込まれていたと記憶しているので、船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社の船舶に乗船していたか否かは定かではない。」と述べているところ、申立人は船員手帳を保管しておらず、また同社は既に解散している上、当時の同僚も申立人の申立期間に係る勤務状況を記憶していないことから、申立人の申立期間における同社の船舶への乗船状況について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間について、A社における長期間の航海の後、次の航海に出るまでの2か月から3か月の自宅待機の期間であったかもしれない。同社の親会社であるB社では、当該自宅待機の期間においても、船員保険の加入記録は継続している。A社においても、同じ取扱いがされるのではないか。」と述べている。

しかし、A社において社会保険事務を担当していた者及び複数の同僚は、「A社は、B社を早期退職した社員の受け皿のような会社であり、A社が採用していた雇用形態は、期間雇用であった。具体的には、乗船期間が1年であれば、下船してからおおむね1か月間有給休暇が付与されるが、乗船時から当該有給休暇の終了時点までが雇用期間となる。雇用期間の終了後は船員保険の加入は無くなり、任意で国民年金に切り替えてもらうこと

になる。雇用期間の終了後は給与の支払は無くなるが、失業手当が支給されるはずである。」と回答している。なお、申立人の失業手当の受給に関する記録は保存されていなかった。

また、A社においては、申立期間前後に、申立人のように船員保険の被保険者資格を喪失後、数箇月経過してから再度資格を取得している被保険者が複数名見受けられ、そのうちほぼ半数の者は、当該空白期間に国民年金の保険料を納付していた。

さらに、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から32年6月1日まで
私は、昭和31年6月1日から32年5月31日まで、A社B支店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店に勤務していたことは、申立人及び同僚の勤務場所に関する証言並びに申立人の所持する写真から推認できる。

しかしながら、申立人の申立てに係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間においてA社に勤務していた複数の同僚は、申立人について記憶していないため、申立人の同社における勤務期間を特定することができない。

また、申立人は、「A社のC駅近くにあった営業所の社員の紹介で、同社B支店の正社員採用試験を受け、昭和31年6月1日に入社した。同期は約10名ほどであった。」と述べているところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同日の厚生年金保険被保険者資格の取得者は、1名であることが確認できる。

さらに、A社B支店における勤務期間とオンライン記録に不一致が見られる同僚は、「申立期間当時、ほとんどが縁故採用であり、試験を受けて入社した者でも、経費削減のため、社会保険には、なかなか加入させていなかった。私も縁故採用の正社員であったが、すぐには加入していなかった。社会保険の加入基準は、会社の都合で決められていたと思う。」と証言していることから、申立人についても同じ取扱いがあったことが推認できる。

加えて、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社及び同社

の加入する健康保険組合は、当時の資料を保管していないことから、事業主による厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 21 日から 39 年 8 月 21 日まで
② 昭和 39 年 8 月 26 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、年金受給手続のため社会保険事務所（当時）に出向いた際、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっていた。脱退手当金が支給されたとされる日は、実家があるC市にいたもので、受け取れるはずがなく、手続も行っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された2社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に合致している。

また、脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年10月まで

私は、昭和43年に近所に住んでいた顔見知りの人たちとA区のB工場内にあったC社の面接試験を受け、週給で働くことになった。その後、現場責任者にならないかと言われ、正社員となり月給制となった。同社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の事業主は、「会社に保管されている厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えには申立人の氏名は無く、人事記録も残っていない。以上のことから、申立人は、臨時職員あるいは請負の人であったと考えられる。」と回答しており、上記同僚も「当時C社では業務が忙しく、臨時職員も多くいた。」と証言している。

また、当時の総務担当者は、「正社員以外は社会保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げているC社D作業所の当時の責任者は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月ごろから30年5月ごろまで
私は、昭和29年2月ごろから30年5月ごろまで、A社でC職として働いていたが、この期間の厚生年金保険加入記録が無い。
当時の資料は残っていないが、各種保険料を差し引かれると、手取りとしてほとんど残らない給料の少なさを実感した記憶が鮮明にある。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の後に勤務したB社保管の労働者名簿によると、申立人に係る職歴欄にはA社に勤務していた旨の記載があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、昭和29年2月ごろから30年5月ごろまでA社に勤務していたと主張しているところ、上記労働者名簿によると、「29年4月A社に入社、8か月」と記載されている上、申立期間中の30年2月2日には、B社に入社していたことが確認できる。

また、A社の従業員数について、複数の同僚が、「17名ないし30名いた。」としているが、同社が昭和23年10月1日に新規適用になってから申立期間までの被保険者数は、最も多い時期で11名であることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「私と同時期にA社に入社し、同じ寮に住み、私が同社を退職するまで、同様の業務内容と一緒に勤務していた。」として1名の同僚を挙げているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の記録は無い。

加えて、申立人は、「A社を退職する際に、社会保険事務担当者から、厚生年金保険被保険者証を次の勤務先であるB社に送ると言われた。」と
しているところ、申立人がB社で昭和30年5月18日に厚生年金保険の被
保険者資格を取得した年金番号は、厚生年金手帳記号番号払出簿において、
同年5月22日に払い出された番号であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 3 月 31 日まで

私は、定時制高校在学中の昭和 30 年 5 月 1 日から同校を卒業した 32 年 3 月末まで、A社に勤務し、B業務をしていた。この期間の厚生年金保険の記録がすべて無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の代表取締役は、「A社を会社として設立した昭和 34 年 12 月 25 日より後に適用事業所として届出をした。届出する前は給与から保険料の控除はしていなかった。」と回答しているところ、同者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日も 36 年 1 月 1 日であることがオンライン記録上で確認できる。

さらに、申立人の同僚は、「申立人と同じころA社に入社したが、最初は厚生年金保険には入っていなかったと思う。私より前から同社で働いていた夫の厚生年金保険の記録も私と同じ昭和 36 年 1 月 1 日からである。」と述べており、同僚及び同僚の夫の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日も 36 年 1 月 1 日であることがオンライン記録上確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 2 日から 45 年 10 月 1 日まで
私の夫は、昭和 44 年から 45 年まで A 社に勤務し、B 業務を行っていた。当時、夫が書いた仕事のメモや契約書等が残っているので間違いはない。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。納得できないのでその期間の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の供述、申立人の妻から提出されたメモ用紙及び契約書から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の B 業務担当者の一人は、「当時は、実績の分だけ報酬をもらっていた請負の B 業務担当者も何人かいた。そういう人は社会保険にも加入していなかった。」と供述している。

また、同僚の一人は、当時勤務していたとする同僚の氏名を挙げているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、その者の氏名を確認することができないことから、当時、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間において A 社に被保険者記録のある複数の同僚に聴取したところ、申立人のことを覚えている者はおらず、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料控除について聴取することができない。

加えて、A社は、昭和46年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の厚生年金保険手続に関して調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 19 日から 31 年 2 月 21 日まで
私は、昭和 30 年 4 月 19 日にA社B工場に入社し、平成 6 年 8 月 15 日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、入社してから翌年 1 月までの厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金支給明細により、申立人は昭和 30 年 4 月 19 日にA社に入社したことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社B工場に勤務していた複数の同僚は、「A社B工場には臨時工及び試用期間制度があり、これらの期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録において、これらの者は、その記憶する入社時期の3か月後ないし15か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同じ昭和 30 年 4 月にA社B工場に入社し、申立人と同様の勤務をしていた2名の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録により、申立人の同社での資格取得日と同日の 31 年 2 月 21 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 12 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 3 年 6 月 12 日から 4 年 2 月 20 日まで A 社に勤務し、その間の 8 か月間は、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、平成 3 年 7 月から 4 年 1 月までの 7 か月間が被保険者期間となっている。

当時の給与明細書を提出するので、被保険者期間を 8 か月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が平成 3 年 6 月 12 日から A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の経理担当者は、「当時、月の途中で入社した社員については、翌月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いにしていた。厚生年金保険料についても、入社した月については控除しておらず、翌月分から控除を始めた。また、当月分の保険料は当月に控除していた。」と証言しているところ、申立人が提出した給与明細書において、平成 3 年 6 月分については、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は、平成 3 年 6 月に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、中学を卒業後、知人の紹介で昭和 30 年 1 月 1 日にA社に入社し、31 年 3 月 5 日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、資格取得日が 30 年 12 月 1 日となっている。

見習期間はあったが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における同僚の名前を記憶していないものの、申立期間当時に同社に係る被保険者記録が確認できる同僚の証言により、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「見習期間はあった。」と述べている上、同僚の一人は、「当時は、正社員以外の雇用形態もあり、全員が社会保険に加入していたわけではなかった。」と証言している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在も不明であることから、申立人の人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 3 月 1 日まで
私が勤務していたA社は、会社の都合により途中からB社に変わったが、私は、この間も継続して勤務していた。ずっと同じフロアで就業し、途中で仕事内容や社員区分が変わることはなかった。
申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのはおかしいので、調査の上、記録がつながるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人を含む 32 名が、A社での厚生年金保険被保険者資格を昭和 58 年 12 月 1 日に喪失し、その後、B社が厚生年金保険の適用事業所となった 59 年 3 月 1 日において同社に係る同資格を取得しており 3 か月間の空白が生じている上、B社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の複数の同僚は、「A社が閉鎖されることとなり、社員はいったん退職した後、B社に移ることになった。その時に同社の担当者から、社会保険については、しばらくの間、空白となる旨の説明を受けた。」と証言しており、そのうち1名は、「社会保険が空白となった期間については、保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、B社の人事担当者は、「私は、申立期間の少し後に入社したため、当時の手続を行っていたわけではないが、先輩から、申立期間は厚生年金保険料の控除はしていなかった旨の話を聞いた。」と証言している。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申

立人の保険料控除について確認できない上、申立人も、当時の保険料控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで

私は、高校を卒業してすぐの昭和 31 年 4 月 5 日に A 社に入社し、33 年 6 月ごろまで同社 B 事務所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、31 年 11 月 1 日に資格を喪失したことになる。

また、昭和 33 年 6 月ごろから 34 年 1 月 1 日までの期間は、A 社 C 事務所に勤務していたが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

納得できないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、業務内容及び同僚の氏名を鮮明に記憶していることから、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社 B 事務所は、昭和 31 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認でき、また、同社 C 事務所も、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人と一緒に A 社 B 事務所で勤務していた同僚 6 名も申立人と同様に昭和 31 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、このうち 1 名は、同社 C 事務所においても申立人と一緒に勤務していたと供述しているが、その者も申立人同様に当該事務所で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、当時の A 社の経理担当者及び上司は、「申立期間当時、同社は、会社更生法の適用を受けており、人事等の異動も激しく、担当者の掌握や各支店間の連絡に手落ちがあったかもしれない。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る給与明細書、源泉徴収票等を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 1 日から 27 年 12 月 1 日まで
夫は、婚姻当時、A社に勤務していた当時のことを度々話していた。しかしながら年金事務所の記録では当該事業所の記録は無い。夫の実妹の意見書を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の実妹は、「兄は、中学を卒業後、銀行に勤務し、昭和 22 年ごろ、近所の知人の紹介でA社に入社し、昭和 27 年 11 月まで勤務していた。」と供述をしている。

しかしながら、申立人は既に死亡している上、申立てを行った申立人の妻も申立人との婚姻が申立期間後の昭和 27 年 12 月であると供述しており、申立人の勤務実態等を具体的に承知していないことから、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であった複数の者に照会を行ったが、申立人を記憶する者はおらず、このほかに、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 12 月 31 日までの期間 A 社に正社員として勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録をみると、厚生年金保険被保険者としての記録がすべて無い。厚生年金保険料として相当額を給料から控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社の後に勤務した B 社が保管している勤務記録カードの職歴欄には、申立人が昭和 39 年 7 月から 42 年 12 月までの期間、A 社に在籍していたとの記載があることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとする A 社は、オンライン記録及び社会保険事務所(当時)の事業所記号簿において、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C 法務局 D 出張所に A 社の法人登記簿を請求したが、記録が無いとの回答があり、所在を確認することができなかった。

さらに、申立人が記憶していた事業主の名前で氏名検索したところ、該当者を 1 名だけ索出できたが、同氏には申立期間における厚生年金保険の被保険者としての記録は無く、照会に対しては A 社に勤務したことはないとの回答している。

加えて、申立人が記憶する同僚は、連絡先が不明であり、厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 10 月ごろから 53 年 3 月ごろまで、A社に勤務していた。在職期間中に公的な資格を取得していることもあるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成4年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚は、「当時は、事業主を含め従業員は2名又は3名だったので、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、給与から保険料を控除されていなかった。私は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 49 年 12 月まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入期間がすべて欠落している。厚生年金保険料は控除されていたはずなので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 46 年 10 月に入社した同僚の証言から、期間は定かではないが、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 54 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間においては、A社は社会保険の適用事業所となっていなかったため、厚生年金保険料は控除していなかった。」と述べている。

さらに、複数の同僚が、申立期間当時、A社は社会保険に加入していなかったと述べているところ、これらの者は、それぞれの勤務期間には国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月5日から同年8月1日まで

私は、A社のB事務所に昭和27年4月に入社し、同年9月末まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間が同年8月からになっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社の際及び勤務場所について詳細に記憶していることから、申立人がA社B事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人はA社B事務所には申立人と所長の二人しかいなかったとしているところ、この所長の氏名を記憶していないため、当時の所長を特定することができず、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

また、A社は昭和37年12月9日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の状況を照会することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に在籍していたことが確認できる複数の同僚に照会したところ、同社B事務所の存在を知る者はおらず、申立人を知っている者もいなかった。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳の記録とオンライン記録は一致している上、申立期間において、上記の被保険者名簿に申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月まで
年金事務所の記録によると、昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月までの A 社 B 事業部に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間は、パートとして勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを覚えている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務していたと述べている。
しかし、申立人は、申立期間の同僚の名前を覚えていないことから、同僚から証言を得ることができない上、A 社を継承している C 社は、「人事関係の書類の保存期限が過ぎているため、申立人が A 社に在籍していたかは不明。」としていることから、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、A 社は申立期間当時、D 厚生年金基金（現在は、E 企業年金基金）に加入しているが、同基金は、「厚生年金基金連合会に移管した者の記録も含めて、加入員期間のある者の記録を管理しているが、申立人の申立期間に係る加入員記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 54 年 6 月 30 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社の厚生年金保険の標準報酬月額が昭和 49 年 10 月から 54 年 5 月までの期間、8 万円から 12 万 6,000 円となっている。そのころの給与は固定給が 30 万円ほどでそれに歩合給が加算されており、そんなに少なかったはずがない。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、8 万円から 12 万 6,000 円となっている。当時の給与は固定給が 30 万円ほどでそれに歩合給が加算されており、そんなに少なかったはずがない。」として、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間における給料明細書を所持していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除について聴取することができない上、同社は昭和 54 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の社会保険及び給与に関する資料は無く、申立人の保険料控除については不明である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の被保険者は申立人を除き 17 名いるが、被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と全員一致している上、申立人の申立期間における標準報酬月額とほぼ同額の者が、9 名確認できるなど、申立人

の標準報酬月額がほかの同僚に比べて低額であるなどの事情は見受けられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 19 日から同年 2 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）で勤務していた期間のうち、昭和 44 年 1 月 19 日から同年 2 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は 43 年 4 月 3 日から 44 年 1 月 31 日まで同社で勤務しており、同社を退職後、引き続き C 社で勤務したため 1 か月の休職も無く、雇用保険も受給していない。給与明細書などの資料は無いが、申立期間に A 社で働いていたことに間違いなく、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において昭和 43 年 4 月 3 日から 44 年 1 月 31 日まで勤務していたと述べている。

しかし、雇用保険の記録では、申立人は昭和 43 年 4 月 3 日に A 社に入社し、44 年 1 月 18 日に同社を退職していることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者期間と一致している上、同原票により、申立人は同年 1 月 20 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、B 社に申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について問い合わせたが、同社では資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

さらに、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した二人に申立人の勤務実態について問い合わせたが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立期間における勤務実態を確認す

ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。